

地震に強い愛知県をめざして

第2次あいち地震対策アクションプラン
(平成19年度～平成26年度)

[平成22年3月 修正版]

愛 知 県

目 次

	ページ
1 第2次アクションプラン策定の背景・ポイント	1
(1) 第2次アクションプラン策定の背景	1
(2) 第2次アクションプランのポイント	1
2 第2次アクションプランの基本的事項	2
(1) テーマ	2
(2) 理 念	2
(3) 目 的	2
(4) 位置付け	2
(5) 計画期間	2
(6) 施策体系	2
(7) 目標の設定	2
(8) 推進機関	2
3 具体目標	4
(1) 人的被害の軽減	4
(2) 経済被害の軽減	8
4 アクションプランの内容	10
I 防災意識の高揚	10
II 地域の防災組織等の強化	16
III 耐震化の推進	20
IV 地震に強い施設づくり	27
V 防災体制の強化	29
VI 災害応急体制の整備	35
VII 被災後の生活安定対策の準備	42
VIII 孤立集落対策の推進	46
(参考1) 東海地震・東南海地震等の被害予測調査結果	50
(参考2) 第1次アクションプランの実績	51

1 第2次アクションプラン策定の背景・ポイント

(1) 第2次アクションプラン策定の背景

平成14年4月に、地震防災対策強化地域が、新城市1市から名古屋市を含む58市町村(市町村合併の結果現在42市町村)に拡大指定されたことなどを契機として、本県では、平成14年11月に、平成14年度から平成18年度までの5年間に本県が実施する行動計画(第1次のアクションプラン)を策定し、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

大規模地震の発生が依然として危惧されている中、国の中央防災会議は、平成17年3月に、東海地震及び東南海・南海地震について、それぞれの被害想定を基に、平成26年度までに被害を半減するための具体的な数値目標やその達成時期などを掲げた「地震防災戦略」を策定し、本県では「新しい政策の指針」(平成18年3月策定)において、地震被害の半減をめざし、限られた時間の中で被害軽減策を効果的かつ効率的に推進するとした。

第1次のアクションプランの計画期間が平成18年度までであることから、地震被害の軽減をめざし、引き続き地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2次のアクションプランを策定した。

(2) 第2次アクションプランのポイント

地震被害(死者数及び経済被害額)の半減をめざす行動計画

① 減災目標の設定

平成14年度に実施した本県の被害想定に基づく死者数及び経済被害額の半減を「減災目標」とした。

② 具体目標の設定

「減災目標」の達成に必要な項目ごとに、達成すべき数値目標、時期を具体的に定めた14項目の目標を「具体目標」とした。

③ アクション項目の重点化

「具体目標」を達成するために実施する、住宅の耐震化の促進などの施策を、重点的に実施するアクション項目とした。

④ 一層の地震被害の軽減への取組み

防災協働社会の形成に向けた県民運動を展開し、地域の防災力の強化を図るなど、一層の地震被害の軽減をめざすこととした。

2 第2次アクションプランの基本的事項

(1) テーマ

地震に強い愛知県をめざして

(2) 理 念

防災協働社会を形成し、地震災害を軽減する

(3) 目 的

地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災の施策の実施に関する総合的な計画を策定し、その計画的・効果的な推進を図る。

(4) 位置付け

愛知県地震防災推進条例第9条第1項の規定に基づく行動計画

(5) 計画期間

平成19年度から平成26年度まで（8年間）

(6) 施策体系

3つの目標 8つの施策の柱 36の対策アクション 211のアクション項目
(次ページ参照)

(7) 目標の設定

アクション項目ごとに可能な限り数値目標を設定するとともに、担当部局を明示した。

また、目標達成の確実性を図るため、平成23年度までの5年間の短期目標も設定した。

(8) 推進機関

「愛知県地震対策会議」（平成13年12月17日設置）で全庁を挙げて推進する。

会 長：知事

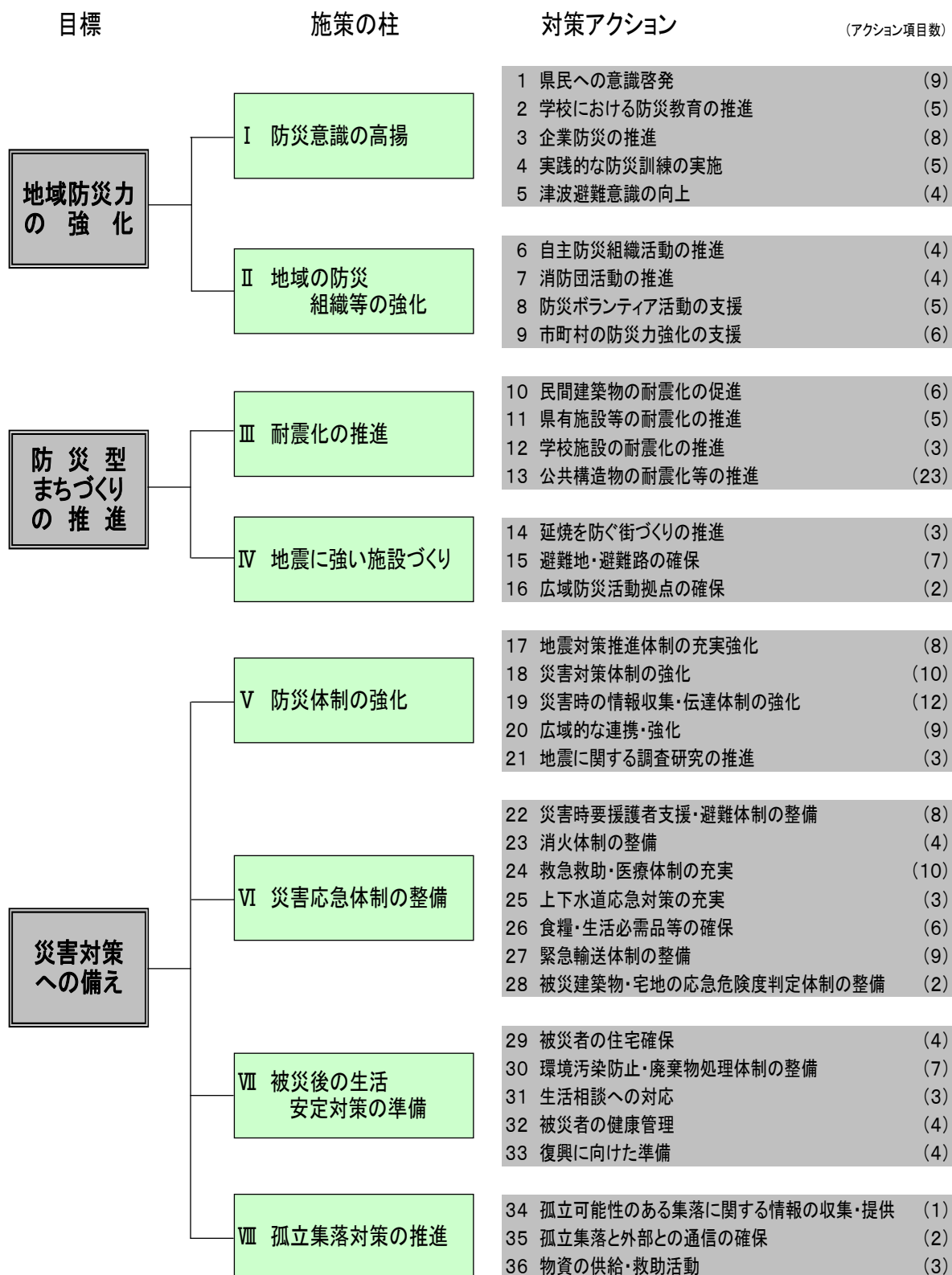
副会長：副知事

委 員：部局長、担当局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長

事務局：防災局防災危機管理課

なお、アクションプランの進捗状況については、地震対策会議等でその取組みを確認し、アクションプランの実効性の確保を図る。

<施策体系>



3 具体目標

愛知県地域防災計画において、「県は、地震防災戦略に沿って、東海地震・東南海地震等の被害予測をもとに、県、関係機関、住民等による様々な被害軽減策を実施するための数値目標を定めた地域目標を別に定める」と平成18年6月に修正したことを踏まえ、地域目標（本県の減災目標及び具体目標）を次のとおり定める。

(1) 人的被害の軽減

【減災目標】 平成26年度までに死者数を半減
(死者数を約2,400人から約1,200人に)

※表記の注意事項

・年、年度の表示は、年号「平成」を省略。

死者数の半減のための具体目標

項目	目標数値	備考（アクション項目）
住宅等の耐震化	住宅の耐震化率 78%（15年推計）→約90%	・住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化の促進
家具の固定	家具の固定率 43.2%（18年1月調査）→65%	・市町村地震防災対策事業の促進 ・家具等の転倒防止対策の促進
自主防災組織の育成・充実	自主防災組織の組織率 97.2%（18年4月）→100% 自主防災組織への参加率 37.8%（18年1月調査）→50%	・地域の防災リーダーの育成 ・防災リーダーのネットワーク化の推進 ・自主防災組織の活動の活性化 ・自主防災組織及び防災関係機関のネットワーク活動の推進
急傾斜地崩壊危険箇所の対策	急傾斜地崩壊による災害から保全される戸数 約7,800戸（18年度末） →約9,000戸	・土砂災害防止施設の整備の推進
密集市街地の整備	重点密集市街地の整備による不燃領域率40%以上の確保 (注) 不燃領域率：市街地の燃えにくさを表す指標で、空地及び耐火建築物の割合	・密集住宅市街地の整備改善の支援
消防団の充実・強化	消防団員の定員の充足率 94.8%（18年4月）→100% (18年4月 定員26,313人、現員24,955人)	・消防団員の確保 ・消防団と地域コミュニティ等との連携促進

緊急輸送道路の橋梁の耐震補強	<p>緊急輸送道路等における優先整備橋梁の耐震化率</p> <p>39.7%（県管理 18年度末） →100%</p> <p>（注）優先整備橋梁：昭和54年以前の旧基準で設計された複数径間の橋梁</p>	<p>・緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進</p>
津波ハザードマップの作成支援	<p>津波ハザードマップの策定率</p> <p>津波浸水被害が予想される20市町村の策定率</p> <p>80%（18年4月） →100%（21年度まで）</p>	<p>・市町村津波ハザードマップの作成の促進</p>
津波防災訓練の実施	<p>市町村津波避難訓練の毎年実施率</p> <p>海岸線等有する24市町村の毎年実施率</p> <p>50%（18年4月）→100%</p>	<p>・市町村津波避難訓練の実施の促進</p>
防災行政無線（同報系）等の整備	<p>防災行政無線（同報系）の整備率</p> <p>・海岸線等を有する24市町村の整備率</p> <p>66.7%（18年4月） →100%（23年度まで）</p> <p>・全ての市町村の整備率</p> <p>60.3%（18年4月）→100%</p>	<p>・市町村防災行政無線の整備促進</p>
高台等安全な避難地の確保	<p>海岸線等を有する24市町村における津波避難計画の策定率</p> <p>58.3%（18年4月） →100%（21年度まで）</p>	<p>・市町村津波避難計画の策定の促進</p>
海岸・河川保全施設整備の推進	<p>海岸堤防（優先区間等 40.6km）の耐震化率</p> <p>40.3%（18年度末）→100%</p> <p>河川堤防（優先区間 約 27km）の耐震化率</p> <p>66.7%（18年度末）→100%</p> <p>（注）優先区間：地震時に液状化により堤防が沈下し、浸水する可能性のある区間のうち、ゼロメートル地帯などで大きな被害が想定される区間</p>	<p>・海岸施設の耐震化等の推進</p> <p>・低地地域の河川施設の耐震化の推進</p>

<具体目標の達成のために重点的に実施するアクション項目>

具体目標 の項目	重点的に実施するアクション項目					
	対策 番号	項目 番号	項 目	内 容	数 値 目 標	
					23年度まで	26年度まで
住宅等の 耐震化	10	①	住宅（木造住宅・非 木造住宅）の耐震化 の促進	耐震診断補助 ※ ※非木造住宅を対象に追加	82,000 戸	112,000 戸
				耐震改修補助 ※ ※非木造住宅を対象に追加	10,000 戸	16,000 戸
				建築防災講演会・住宅地震 相談の実施等による耐震化 P R	(毎年度)	(毎年度)
家具の固 定	9	⑥	市町村地震防災対策 事業の促進	災害時要援護者の家具転倒 防止金具の設置への助成	40 市町村 程度	47 市町村 程度
	10	④	家具等の転倒防止対 策の促進	家具転倒サンプルの作成、 P R 映像の作成	(21年度まで)	
自主防災 組織の育 成・充実	6	①	地域の防災リーダー の育成	地域防災リーダーの登録・ 養成	(毎年度)	2,000 人 程度
	6	②	防災リーダーのネッ トワーク化の推進	フォローアップ研修会の開 催	(1回程度/年)	(1回程度/年)
	6	③	自主防災組織の活動 の活性化	「自主防災組織活動ハンド ブック」の作成・事例追加	(毎年度)	(毎年度)
	6	④	自主防災組織及び防 災関係機関のネット ワーク活動の推進	各市町村での防災ネットワ ークづくりの支援	(毎年度)	(毎年度)
急傾斜地 崩壊危険 箇所の対 策	13	⑤	土砂災害防止施設の 整備の推進	急傾斜地崩壊防止施設の整 備	62 か所	100 か所
密集市街 地の整備	14	③	密集住宅市街地の整 備改善の支援	密集住宅市街地の整備改善	14 地区	17 地区
消防団の 充実・強 化	7	③	消防団員の確保	事業所との連携、大学生等 若手消防団員・女性消防団 員の加入促進	(毎年度)	定員の充 足率 100%
	7	④	消防団と地域コミュ ニティ等との連携促 進	防災訓練の実施 消防連合フェアの開催	(5 地区/年) (21年度開催)	(5 地区/年) (26年度開催)
緊急輸送 道路の橋 梁の耐震 補強	27	④	緊急輸送道路等の橋 梁の耐震化の推進	橋梁の耐震化	104 橋	167 橋

津波ハザードマップの作成支援	5	②	市町村津波ハザードマップの作成の促進	津波浸水被害が予想される 20 市町村のうち未作成の 4 市町村で作成	(21年度まで)	
津波防災訓練の実施	5	③	市町村津波避難訓練の実施の促進	海岸線等を有する 24 市町村の津波避難訓練の実施促進に向けた指導	(毎年度)	(毎年度)
防災行政無線（同報系）等の整備	19	⑧	市町村防災行政無線の整備促進	同報系防災行政無線の整備	未整備の 8 市町村で整備	未整備の 25 市町村で整備
高台等安全な避難地の確保	5	①	市町村津波避難計画の策定の促進	海岸線等を有する 24 市町村のうち未作成の 10 市町村で作成	(21年度まで)	
海岸・河川保全施設整備の推進	13	②	海岸施設の耐震化等の推進	海岸堤防の耐震化	優先区間等 14.4km	優先区間等 24.3km
	13	①	低地地域の河川施設の耐震化の推進	河川堤防の耐震化 水閘門・排水機場等の耐震化	優先区間約 9km 9 施設	12 施設

(注) 「対策番号」欄は、10 ページ以降の「4 アクションプランの内容」における「対策アクション」の番号を示す。

「項目番号」欄は、10 ページ以降の「4 アクションプランの内容」における「アクション項目」の番号を示す。

(2) 経済被害の軽減

【減災目標】 平成26年度までに経済被害額を半減以上
(経済被害額を約12兆円から約5兆円に)

経済被害額の半減のための具体目標

項目	目標数値	備考(アクション項目)
住宅等の耐震化(再掲)	住宅の耐震化率 78% (15年推計) →約90%	・住宅(木造住宅・非木造住宅)の耐震化の促進(再掲)
企業の業務継続の取組の推進	事業所の業務継続計画(BCP)の策定の推進	・事業所の防災対策の促進 ・企業防災推進ネットワークの形成 ・中小企業のBCP策定の促進 ・中小企業向け融資制度の充実
緊急輸送道路の橋梁の耐震補強(再掲)	緊急輸送道路等における優先整備橋梁の耐震化率 39.7% (県管理 18年度末) →100%	・緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進(再掲)
耐震強化岸壁の整備	耐震強化岸壁の整備率 69.6% (18年4月) →100%	・緊急輸送岸壁(耐震強化岸壁)の整備

<具体目標の達成のために重点的に実施するアクション項目>

具体目標の項目	重点的に実施するアクション項目					
	対策番号	項目番号	項目	内容	数値目標	
					23年度まで	26年度まで
住宅等の耐震化(再掲)	10	①	「住宅(木造住宅・非木造住宅)の耐震化の促進」と重複	耐震診断補助 ※	82,000戸	112,000戸
				※非木造住宅を対象に追加		
				耐震改修補助 ※	10,000戸	16,000戸
				※非木造住宅を対象に追加		
				建築防災講演会・住宅地震相談の実施等による耐震化PR	(毎年度)	(毎年度)

企業の業務継続の取組の推進	3	①	事業所の防災対策の促進	「事業継続ガイドライン、チェックリスト」の周知	(毎年度)	(毎年度)
	3	②	企業防災推進ネットワークの形成	モデル事業の実施 ネットワーク形成の普及	(19年度) (毎年度)	(毎年度)
	3	③	中小企業のBCP策定の促進	啓発リーフレットの作成 BCP策定手順の作成	(19年度)	
	3	④	中小企業向け融資制度の充実	総合防災対策資金の創設	(19年度)	
緊急輸送道路の橋梁の耐震補強(再掲)	27	④	「緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進」と重複	橋梁の耐震化	104 橋	167 橋
耐震強化岸壁の整備	27	⑥	緊急輸送岸壁(耐震強化岸壁)の整備	耐震強化岸壁の整備	1.4 バース	

4 アクションプランの内容

目標Ⅰ 地域防災力の強化

災害から住民の生命、財産、身体を守るため、県、市町村、県民、事業者等がそれぞれの責務と役割を認識し、防災協働社会の形成に向けて、自主防災組織、ボランティア、消防団等の地域団体と一体となって、減災に向けた共同体意識の醸成や、防災活動の活発化、その取り組みの拡大など、県民運動を積極的に展開して地域防災力の強化を図ります。

Ⅰ 防災意識の高揚

対策アクション1 県民への意識啓発

「平成26年度までに地震被害を半減する」目標を達成するためには、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等における共助の取り組みが不可欠です。そこで、県全体の防災力を高めて災害被害を軽減する県民運動を展開し、防災協働社会の形成を推進していきます。

※表記の注意事項

- ① ●は、実施内容及び平成26年度までの数値目標を表示。
- ② 平成26年度以前に目標を達成する場合には、(○○年度)と目標年度を表示。
- ③ [23年度 ○○○○]は、平成23年度までの短期目標を表示。
- ④ 年度の表示のない項目は、継続実施又は平成19年度から新たに実施を示す。
- ⑤ 年、年度の表示は、年号「平成」を省略。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 防災協働社会の形成（新規）</p> <p>県民、自主防災組織、経済団体、市町村、PTAなど各界各層が連携して効果的な地震防災活動に取り組む県防災協働社会形成推進協議会（仮称）を設置し、地震被害の軽減をめざす県民運動を展開する。</p> <p>●県防災協働社会形成推進協議会（仮称）の設立（19年度）</p> <p>主な活動 ・推進大会の開催（講演会の開催、防災標語コンクール表彰、優良自主防災組織の表彰、企業の表彰等）</p> <p>・市町村における推進組織の設立の支援</p>	<p>防災局</p>
<p>② 防災学習システムの整備（新規）</p> <p>個人住宅の倒壊模擬映像や地域の防災関連情報など、防災啓発の情報を一元的に提供するシステムを整備する。</p> <p>●個人住宅の倒壊模擬映像提供システムの構築、地域の防災関連情報提供システムの構築、ホームページのリニューアル（19年度）</p> <p>●システムの運営</p>	<p>防災局</p>

<p>③ 地震体験車による啓発 地震体験車による啓発を一層推進する。 ●体験者 60,000人程度/年 ●地震体験車の更新(19年度)</p>	防災局
<p>④ 地震防災出前講座の実施 防災アドバイザーとして、広域的な団体等に対し地震に関する出前講座を実施し、防災知識の普及啓発を行う。 ●地震防災出前講座の実施 40回程度/年</p>	防災局
<p>⑤ あいち防災セミナー等による啓発 講演会、シンポジウム等を開催するとともに、民間のイベント等の機会を利用して、地震防災に対する県民の意識啓発を図る。 ●あいち防災セミナーの開催 3回程度/年</p>	防災局
<p>⑥ 啓発資材等の作成・配布 地震防災の啓発のためDVD、パンフレット、ポスター等の資材を配布する。 ●DVD等の制作・配布(19年度) ●パンフレット(コンパクト版を含む)、ポスターの作成・配布</p>	防災局
<p>⑦ 文化財所有者・管理者の意識啓発 文化財防災台帳、文化財防災の手引きの更新を行う。 ●台帳の更新(20年度) ●手引きの更新(21年度) 文化財保護指導委員による巡視活動において、防災設備の整備・作動状況の確認、所有者・管理者の地震防災に関する一層の意識啓発を行う。</p>	教育委員会
<p>⑧ 地震に関する県民意識調査の実施 地震に対する県民の関心や意識、要望等を継続的に調査する。 ●19年度から隔年実施、5,000人対象/回</p>	防災局
<p>⑨ 防災教育センターの充実・整備 一般県民に対する防災教育の施設として機能の充実強化を図るとともに、多くの県民に利用の機会を提供できる防災教育センターの整備方法等を検討する。</p>	防災局

対策アクション2 学校における防災教育の推進

学校教育の各段階で地震に対する正しい知識と地震発生時等における適切な行動への理解を深めるため、学校における防災教育を積極的に推進していきます。

各学校での地震防災教育を推進するため、教材の配布、防災担当者の教育、学校へ出向いての防災研修を実施していきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 学校教育における防災教育の充実</p> <p>児童生徒の発達段階に応じ、防災教育が教育活動全体を通じて実施されるよう指導するとともに、教職員を対象に研修を実施する。</p> <p>毎年、各学校において地震を想定とした避難訓練を実施するとともに防災教育の定着を図る。</p> <p>●指導者の養成 3, 200人 [23年度 2, 000人]</p>	<p>教育委員会</p>
<p>② 児童生徒用地震防災教育参考資料の作成・配布</p> <p>毎年9月1日の「防災の日」に合わせ、小学校1年生及び中学校1年生の他に、新たに小学校4年生を加え、全員に地震防災教育パンフレットを配布する。</p>	<p>教育委員会、 防災局</p>
<p>③ 学校防災指導者研修の実施</p> <p>県立学校等の防災担当者を対象に研修を実施する。</p> <p>●指導者の養成 1, 600人 [23年度 1, 000人]</p> <p>県立学校等で、各教員が児童生徒に対して防災教育を実施できるよう、教員を対象に防災研修を実施する。</p> <p>●防災研修の実施 10か所程度/年</p>	<p>教育委員会、 防災局</p>
<p>④ 防災教育用教材の作成</p> <p>中学生、高校生が、地震の被害状況の予測や自分の家の振動状況のシミュレーションを、パソコン画面上で学べる図・グラフ・動画・アニメーション・写真等の入った教材を配布する。</p> <p>●教材の作成・配布（23年度）</p>	<p>防災局</p>
<p>⑤ 高校生防災セミナーの実施</p> <p>県内の高校生を対象に、合宿・地震防災フォーラムなど5日間程度の研修を行い、高校生防災リーダーを養成する。</p> <p>セミナーの報告書の作成配布、ホームページへの掲載により、県内全体に成果を広めていく。</p> <p>●高校生防災リーダーの育成 320人 [23年度 200人]</p>	<p>教育委員会</p>

対策アクション3 企業防災の推進

企業の防災活動には、「従業員や顧客の安全確保」、「事業活動の維持と社会活動の安定」、「地域防災活動への貢献」の三つの役割が期待されています。

そこで、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を推進していくとともに、中小企業も防災対策に取り組むことができる環境の整備に努めていきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 事業所の防災対策の促進</p> <p>講演活動や事業所団体への指導等を通じて、事業所自主防災マニュアルの作成、防災訓練の実施等を促進する。</p> <p>「事業継続ガイドライン（第1版）」、「事業継続ガイドラインチェックリスト」（内閣府作成）等を事業所に周知して、BCP（事業継続計画）が早期に作成されるよう促進を図る。</p>	<p>防災局、 関係部局</p>
<p>② 企業防災推進ネットワークの形成（新規）</p> <p>中小企業が、業種・地域性等を生かし、一つの企業では担うことのできない防災対策を相互に補完して取り組んでいく防災ネットワークを形成する。</p> <p>モデル事業（ネットワークモデル計画の策定等）を実施し、その成果を活かしてネットワーク形成を普及啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●モデル事業（ネットワークモデル計画の策定等）の実施 2地区（19年度） ●モデル事業の成果を活かして、ネットワーク形成の普及啓発 	<p>防災局、 関係部局</p>
<p>③ 中小企業のBCP策定の促進（新規）</p> <p>小規模事業者始め中小企業が、BCP（事業継続計画）の策定など自主的な防災対策を促進するため、BCP策定の必要性を周知する啓発用リーフレット、BCP策定手順（電磁データ）等の作成をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●啓発用リーフレットの作成 10,000部（19年度） ●BCP策定手順（電磁データ）の作成（19年度） 	<p>産業労働部</p>
<p>④ 中小企業向け融資制度の充実（新規）</p> <p>BCP（事業継続計画）の策定を融資の対象に加えた「総合防災対策資金」を創設し、中小企業のBCPの策定を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合防災対策資金の創設（19年度） 	<p>産業労働部</p>
<p>⑤ 東海地震に係る地震防災応急計画及び東南海・南海地震防災対策計画作成の促進</p> <p>市町村の消防本部等と連携し、特定の事業者に対して計画作成を働きかけ、届出率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画の届出率 100%（23年度） 	<p>防災局</p>

<p>⑥ 毒劇物製造施設等の地震防災応急体制の指導</p> <p>地震防災対策強化地域、東南海・南海地震対策推進地域に所在する施設について、作成された地震防災応急計画、東南海・南海地震に対する地震防災対策計画の実効性について、検証を行う。</p> <p>●対象施設 15か所程度／年</p>	健康福祉部
<p>⑦ 石油コンビナート泡消火薬剤貯蔵施設の整備の推進</p> <p>広域共同防災組織の薬剤整備量を見極めつつ、補完する薬剤の整備を進める。</p>	防災局
<p>⑧ 大容量泡放射システムの受け皿となる広域共同防災組織の設置（新規）</p> <p>浮き屋根式屋外タンクの全面火災に備え、石油コンビナート等特別防災区域内の事業者が共同で大容量泡放射システムを配備した広域共同防災組織を設置する。</p> <p>●広域共同防災組織の設置（20年度）</p>	防災局

対策アクション4 実践的な防災訓練の実施

いざというときに備えて、国、県、市町村、防災関係機関、地域住民等の緊密な連携による総合防災訓練を継続的に実施していくことが大切です。

県においても、職員の激甚災害時参集訓練やロールプレイング方式を採用した図上訓練など、常日頃から実践的な防災訓練を実施していきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による総合防災訓練の実施</p> <p>職員個々の災害対応能力の向上に資する総合防災訓練を、毎年、防災週間に実施する。</p> <p>●総合防災訓練の実施 1回／年（防災週間に実施）</p>	防災局
<p>② 激甚災害時参集訓練の実施</p> <p>参集した職員が直ちに応急対策事務に従事できるよう、初動対応訓練の部分を含めた参集訓練を実施する。</p> <p>●参集訓練の実施 1回／年</p>	防災局
<p>③ ロールプレイング方式を採用した図上訓練の実施</p> <p>本庁各部局、支部、市町村と連携を図りながら、ロールプレイング方式（役割演技方式）を採用した図上訓練を実施する。</p> <p>●図上訓練の実施 10回程度／年</p>	防災局
<p>④ 県域を越えた近隣県との連携による広域的訓練の実施</p> <p>関係近隣県と協議の上、実戦的な訓練を実施する。</p> <p>●広域的訓練の実施 1回／年</p>	防災局

<p>⑤ 県警察災害警備訓練の実施</p> <p>東海地震、東南海地震の発生を想定した震災訓練（県警災害警備訓練）の実施、県総合防災訓練へ参加するとともに、県市町村等の防災訓練に積極的に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県警災害警備訓練の実施 1 回程度／年 ● 県総合防災訓練への参加 1 回程度／年 	警察本部
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

対策アクション5 津波避難意識の向上

海溝型地震では、津波の発生が懸念されています。津波は、地域特性によって高さや到達時間、被害の形態等が異なることから、市町村の実情に応じた津波避難計画の策定を促進するとともに、市町村における津波ハザードマップの策定、津波避難訓練の実施等を重点的に推進していきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 市町村津波避難計画の策定の促進</p> <p>市町村の津波避難のための計画指針である「市町村津波避難計画策定の手引き」により、市町村に津波避難計画の策定を働きかけ、海岸線等（津波の遡上の可能性のある河川流域を含む）を有する24市町村で津波避難計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸線等を有する24市町村のうち未策定の10市町村（18年4月1日現在）で、津波避難計画を策定（21年度） 	防災局
<p>② 市町村津波ハザードマップの作成の促進（新規）</p> <p>地域住民の津波避難意識の向上のため、市町村に津波ハザードマップの作成を働きかけ、津波による浸水被害が予想される20市町村で津波ハザードマップを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 津波による浸水被害が予想される20市町村のうち未作成の4市町村（18年4月1日現在）で、津波ハザードマップを作成（21年度） 	防災局
<p>③ 市町村津波避難訓練の実施の促進（新規）</p> <p>地域住民の津波避難意識の向上や避難の実効性の確保のため、市町村に津波避難訓練の実施を働きかけ、海岸線等（津波の遡上の可能性のある河川流域を含む）を有する24市町村において毎年度実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸線等を有する24市町村で、毎年度実施 	防災局
<p>④ 津波警報の確実な伝達（新規）</p> <p>関係市町村に対する津波警報伝達訓練を行うほか、津波警報伝達システム（仮称）の導入に向けての検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伝達訓練の実施 1 回程度／年 	警察本部

対策アクション6 自主防災組織活動の推進

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づく組織です。自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、災害に対する正しい知識と防災活動の技術を習得した実践的な防災リーダーの存在が不可欠です。

そこで、地域に密着した防災リーダーの育成とそのネットワーク化を推進するとともに、防災リーダー及び自主防災組織の活動の活性化を図っていきます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 地域の防災リーダーの育成（新規）</p> <p>市町村等において地域密着型の防災リーダーを養成するため、県が新たなカリキュラム・養成マニュアルを作成し、地域の防災リーダーの養成を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型の防災リーダーを養成する新カリキュラムによるリーダーの養成講座の開催 100人程度（19年度） ●地域防災リーダー養成マニュアルの作成（19年度） ●地域防災リーダーの登録・養成 2,000人程度 	<p>防災局</p>
<p>② 防災リーダーのネットワーク化の推進</p> <p>あいち防災リーダー及び市町村等で養成された地域防災リーダーのレベルアップとネットワーク化を図るためフォローアップ研修を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●フォローアップ研修会の開催 1回程度/年 	<p>防災局</p>
<p>③ 自主防災組織の活動の活性化（新規）</p> <p>優良な自主防災組織を表彰するとともに、その活動状況を紹介する「自主防災組織活動ハンドブック」を作成（毎年度、活動事例を追加）し、様々なメディアを通じて自主防災組織へ周知啓発していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織活動ハンドブックの作成（19年度） 	<p>防災局</p>
<p>④ 自主防災組織及び防災関係機関のネットワーク活動の推進</p> <p>18年度実施した防災ネットワーク構築のためのモデル事業の成果を活かし、防災の担い手である自主防災組織、消防団、企業、学校、防災ボランティア、市町村などのネットワーク化を図るための防災訓練などに取り組むなどの事業を、市町村への補助制度のメニューに加えて支援する。</p>	<p>防災局</p>

対策アクション7 消防団活動の推進

消防団は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしていますが、団員数の減少、団員のサラリーマン化、中高年齢化等の課題に直面しています。

そこで、事業所との協力体制の構築や大学生等の若者や女性の団員を確保し、消防団活動を推進するため、団員の教育訓練の充実などの取組みを支援していきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 消防学校における団員の教育訓練の充実 地震防災に係る科目を新設し、消防団員を教育して地域防災力の向上を図る。</p>	<p>防災局</p>
<p>② 消防団の施設・設備の充実 消防団用消防ポンプ自動車等の整備に対し補助等を実施し、充実を図っていく。 ●消防団用消防ポンプ自動車等 500台程度 [23年度 300台程度]</p>	<p>消防局</p>
<p>③ 消防団員の確保 消防団員雇用事業所と消防団との連携を促進するとともに、大学生等の若年層、女性消防団員などを含めた消防団員の加入促進を図る。</p>	<p>防災局</p>
<p>④ 消防団と地域コミュニティ等との連携促進 消防団と地域コミュニティとの連携による防災訓練を実施し、地域防災力の更なる向上を図るとともに、消防団と地域防災組織との連携を図るため、消防連合フェアを開催する。 ●防災訓練を実施 5地区/年 ●消防連合フェアの開催 (21年度、26年度)</p>	<p>防災局</p>

対策アクション8 防災ボランティア活動の支援

阪神・淡路大震災や東海豪雨災害、新潟県中越地震等では、多くのボランティアが自主的な救助活動を展開し、災害対策を迅速かつ的確に展開する上で、ボランティア活動は欠かせない存在となっています。

特に、ボランティアと被災地の支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターの果たす役割が重要であり、そのネットワーク化の促進を進めていきます。

また、防災ボランティア団体やNPOとの連携などを図り、災害時にボランティアの方々力が力を十分発揮し、活躍できるように育成・支援していきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 防災ボランティアコーディネーターのフォローアップ 県、市町村、日本赤十字社等で養成したボランティアコーディネーターのフォローアップ講座を実施し、防災ボランティアの受入れ体制を整備する。 ●フォローアップ講座の受講者 500人/年</p>	<p>防災局</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

<p>② 防災ボランティアネットワーク化の促進 ボランティア情報紙を県ホームページに掲載し、ボランティアグループ及びボランティアコーディネーター養成講座修了者のネットワーク化を図る。 ●防災ボランティア情報紙発行 3回程度/年</p>	防災局
<p>③ 防災ボランティア団体・NPOとの連携 「防災のための愛知県ボランティア連絡会」（県と12団体で構成）との連絡会を定期的に開催し、連携を図りつつ、防災ボランティアの活動を支援するネットワークを構築する。 ●連絡会の開催 4回程度/年 ●防災訓練の実施 1回程度/年</p>	防災局
<p>④ 防災ボランティアの意識啓発のためのイベントの開催 「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）に合わせボランティアフォーラムを開催するなど、防災とボランティアに関する知識・情報の提供をすることにより、県民の防災とボランティアに対する意識の向上を図る。 ●ボランティアフォーラムの開催 1回/年（参加者 1,000人程度）</p>	防災局
<p>⑤ 災害時専門ボランティアコーディネート制度等の整備（新規） 各職能団体等と連携し、災害時専門ボランティアの事前登録制度及び災害時専門ボランティアコーディネート制度を整備する。</p>	防災局、 関係部局

対策アクション9 市町村の防災力強化の支援

市町村の防災に関する事務事業の実施の支援、調整等を行うため、市町村地震災害初動対応マニュアル作成の手引などに基づき、市町村の初動態勢の整備を促進します。
また、国内外における災害の教訓等をもとにして市町村地域防災計画等の見直しを促進し、市町村の地域防災力が強化されるよう連携・協力していきます。
さらに、市町村の防災部門職員に対する専門研修などを実施します。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 市町村における初動対応マニュアルの見直し 市町村が作成した初動対応マニュアルの見直し等に助言を行う。</p>	防災局
<p>② 市町村地域防災計画（市町村地震防災強化計画・推進計画を含む）の見直し 国内外における災害の教訓などをもとにして関係市町村が策定した市町村地域防災計画（地震防災強化計画及び地震防災対策推進計画を含む）の見直し等に助言を行う。</p>	防災局
<p>③ 市町村幹部職員地震対策懇談会の開催 市町村の危機管理を担当する幹部職員が、防災専門有識者と直接懇談を行うことにより理解を深め、新たな地震防災対策に取り組むため、懇談会を開催する。 ●市町村幹部職員地震対策懇談会の開催 1回/年</p>	防災局

<p>④ 市町村防災担当課長会議の開催 市町村との情報の共有化、国や県の情報の伝達、市町村の意見・意向を確認するため、会議を開催する。 ●市町村防災担当課長会議の開催 3回程度/年</p>	防災局																																									
<p>⑤ 市町村の防災部門職員に対する防災専門研修の実施 災害救助法等を的確に運用できるように、市町村の防災関係職員に対して災害救助法及び生活再建支援法の施行事務等について専門的な説明会や研修等を行う。 ●防災専門研修の実施 1回程度/年</p>	防災局																																									
<p>⑥ 市町村地震防災対策事業の促進 人的被害の軽減のためには、市町村が地域の特性を踏まえて防災力強化に役立てるソフトやハードを整備することが重要であり、更なる地震防災対策に寄与するため引き続き支援を行う。</p>	防災局																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助事業の内容</th> <th colspan="2">目 標</th> </tr> <tr> <th>26年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所等の耐震化</td> <td>80施設程度</td> <td>70施設程度</td> </tr> <tr> <td>防災知識の住民啓発事業</td> <td>30市町村程度</td> <td>25市町村程度</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の防災資機材の整備</td> <td>360団体程度</td> <td>280団体程度</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織等防災ネットワークづくり</td> <td>25組織程度</td> <td>15組織程度</td> </tr> <tr> <td>地域の防災力強化事業</td> <td>10市町村程度</td> <td>7市町村程度</td> </tr> <tr> <td>家具転倒防止器具の取り付け設置</td> <td>47市町村程度</td> <td>40市町村程度</td> </tr> <tr> <td>避難誘導標識及び避難地案内標識等の整備</td> <td>360か所程度</td> <td>270か所程度</td> </tr> <tr> <td>市町村防災倉庫（耐震性備蓄倉庫を除く）の整備等</td> <td>560施設程度</td> <td>530施設程度</td> </tr> <tr> <td>市町村防災行政無線の整備促進</td> <td>25市町村程度</td> <td>8市町村程度</td> </tr> <tr> <td>避難所等に必要災害時要援護者避難生活資機材整備</td> <td>47市町村程度</td> <td>30市町村程度</td> </tr> <tr> <td>耐震性貯水槽始め市町村消防水利確保の支援</td> <td>570か所程度</td> <td>380か所程度</td> </tr> <tr> <td>市町村の耐震性備蓄倉庫整備の促進</td> <td>10か所程度</td> <td>6か所程度</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業の内容	目 標		26年度	23年度	避難所等の耐震化	80施設程度	70施設程度	防災知識の住民啓発事業	30市町村程度	25市町村程度	自主防災組織の防災資機材の整備	360団体程度	280団体程度	自主防災組織等防災ネットワークづくり	25組織程度	15組織程度	地域の防災力強化事業	10市町村程度	7市町村程度	家具転倒防止器具の取り付け設置	47市町村程度	40市町村程度	避難誘導標識及び避難地案内標識等の整備	360か所程度	270か所程度	市町村防災倉庫（耐震性備蓄倉庫を除く）の整備等	560施設程度	530施設程度	市町村防災行政無線の整備促進	25市町村程度	8市町村程度	避難所等に必要災害時要援護者避難生活資機材整備	47市町村程度	30市町村程度	耐震性貯水槽始め市町村消防水利確保の支援	570か所程度	380か所程度	市町村の耐震性備蓄倉庫整備の促進	10か所程度	6か所程度	
補助事業の内容		目 標																																								
	26年度	23年度																																								
避難所等の耐震化	80施設程度	70施設程度																																								
防災知識の住民啓発事業	30市町村程度	25市町村程度																																								
自主防災組織の防災資機材の整備	360団体程度	280団体程度																																								
自主防災組織等防災ネットワークづくり	25組織程度	15組織程度																																								
地域の防災力強化事業	10市町村程度	7市町村程度																																								
家具転倒防止器具の取り付け設置	47市町村程度	40市町村程度																																								
避難誘導標識及び避難地案内標識等の整備	360か所程度	270か所程度																																								
市町村防災倉庫（耐震性備蓄倉庫を除く）の整備等	560施設程度	530施設程度																																								
市町村防災行政無線の整備促進	25市町村程度	8市町村程度																																								
避難所等に必要災害時要援護者避難生活資機材整備	47市町村程度	30市町村程度																																								
耐震性貯水槽始め市町村消防水利確保の支援	570か所程度	380か所程度																																								
市町村の耐震性備蓄倉庫整備の促進	10か所程度	6か所程度																																								

目標Ⅱ 防災型まちづくりの推進

地震阪神淡路大震災や東海豪雨などでは、災害に対する都市の脆弱性が明らかとなり、中でも、発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であったことから、建築物の耐震化は地震防災対策の大きな柱の一つとなっています。

また、高速道路や鉄道の高架の倒壊や密集市街地における火災延焼などの教訓から、公共構造物の耐震化等により、地震に強いまちづくりを引き続き推進していきます。

Ⅲ 耐震化の推進

対策アクション10 民間建築物の耐震化の促進

阪神淡路大震災では、6,434人の方が亡くなりましたが、そのうち約8割の方は不幸にも建築物の倒壊が原因です。

木造住宅の耐震化については、所有者の意識啓発を一層図り、地域ぐるみで耐震診断・耐震改修を促進するとともに、低コストの耐震工法の普及に努めます。

また、耐震改修促進計画に基づき、多数の方が利用する建築物の耐震化を促進するため、所有者・管理者への普及啓発等を進めていきます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化の促進</p> <p>民間住宅の耐震診断補助及び耐震改修補助を実施し、昭和56年5月以前に建設された住宅（旧基準住宅）の耐震化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間住宅の耐震診断補助 112,000戸 [23年度 82,000戸] ※非木造住宅を対象に追加 ●民間住宅の耐震改修補助 16,000戸 [23年度 10,000戸] ※非木造住宅を対象に追加 <p>建築防災講演会の開催、住宅地震相談等の実施、木造住宅耐震化促進の展示資料の作成・展示、パンフレットの配布、旧基準の木造住宅全てを対象としたローラー作戦でPRする等により木造住宅の耐震化を促進する。</p>	建設部
<p>② 防災上重要な民間建築物の耐震化の促進（新規）</p> <p>防災上重要な民間建築物（救急病院・診療所等）の耐震化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断補助 25棟（19年度） 	建設部
<p>③ 一般建築物の耐震化の促進</p> <p>愛知県耐震改修促進計画（18年度策定）に基づき、耐震化を促進する。 愛知県建築物地震対策推進協議会等の活動の支援を行う。</p>	建設部
<p>④ 家具等の転倒防止対策の促進</p> <p>家具転倒防止の有効性をPRできる模型や映像を作成し、市町村、防災リーダー等の啓発活動で活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家具転倒サンプル、PR映像の作成（21年度） 	防災局

<p>⑤ 防災まちづくりの促進</p> <p>市町村と連携して地震時の被害を減少させる防災まちづくりに取り組む自主防災会、自治区、学区協議会など地域組織を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災まちづくりに応募した組織に対する登録証の交付 10地区/年 ●各地区の防災まちづくりの計画のインターネットによる公表 10地区/年 ●マネジメントシステムによる防災まちづくりが認められた組織への認定証の交付 1回/年 ●他の模範となるような取組みを実施した組織等の表彰 1回/年 	建設部
<p>⑥ 宅地の耐震化の促進（新規）</p> <p>大規模盛土造成地の分布状況、規模を把握し、宅地の耐震化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模盛土造成地分布図の取りまとめ・公表 3～4市町村/年 	建設部

対策アクション11 県有施設等の耐震化の推進

県有施設の中には、昭和56年5月以前の旧基準で建設され、十分な耐震性を備えていない施設もあることから、耐震診断を実施し、その結果に基づいて、防災拠点となる施設や多くの県民の方が利用する施設については、緊急性が高く、特に耐震性が低い施設を対象として、引き続き計画的に耐震化を推進します。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 県有施設の耐震診断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断 非木造、200㎡以上で、多くの県民が利用する建物（320棟程度）の耐震診断（20年度） 	建設部
<p>② 一般県有施設（庁舎・警察署・病院・県民利用施設等）の耐震改修の推進</p> <p>「一般県有施設耐震改修第2次計画」に基づき、耐震性の低い施設について、計画的に耐震化を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震改修 耐震診断結果が区分B（Is値0.3以上0.6未満）の残りの施設70棟のうち59棟 [23年度 43棟] <p style="text-align: center;">※70棟は27年度までに実施</p> <p>19～20年度に実施する非木造、200㎡以上で、多くの県民が利用する建物の耐震診断の結果、耐震性が低い施設は、建物の用途、役割を総合的に判断して対応する。</p>	建設部、関係部局
<p>③ 店舗併存県営住宅の耐震改修の推進</p> <p>7棟の要改修建物について、店舗部分の区分所有者と話し合いを進め、合意が得られ次第、耐震化を実施する。</p>	建設部
<p>④ 医療施設（災害拠点病院等）の耐震化の支援</p> <p>全ての災害拠点病院の耐震化とヘリポートの整備を図る。</p> <p>また、災害拠点病院以外の公的医療機関、第二次救急医療機関、その他の医療機関についても、国の補助制度等を活用し、耐震化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療施設の耐震化 2～3施設/年 	健康福祉部

<p>⑤ 社会福祉施設の耐震化の支援 国庫負担（補助）金等により、民間の老朽施設の改築等を促進する。 保育所については、児童の安全確保の観点から次世代育成支援施設設備交付金等の積極的な活用を図られるように支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所 12か所程度／年 ●その他の社会福祉施設 3～4施設／年 	健康福祉部
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

対策アクション12 学校施設の耐震化の推進

学校施設には、多くの児童・生徒が通学しているとともに、避難所としての機能を果たしているところも多いことから、学校の耐震化は少しでも早く進める必要がありますので、県立学校の耐震化を診断結果に基づき、引き続き計画的に推進します。

また、市町村立学校施設や私立学校施設の耐震化についても、それぞれの取組みを促進していきます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 県立学校施設の耐震改修の推進 耐震性が低く、対策が必要とされる県立学校建物（耐震診断結果が区分B：I s 値0.3以上0.7未満）を改修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震改修 区分Bの残りの要改修建物531棟のうち455棟 [23年度 274棟] ※531棟は27年度までに実施 	教育委員会
<p>② 市町村立学校施設の耐震化の支援（国へ要望） 市町村に対して市町村立学校施設の耐震化の重要性を周知、徹底するとともに、国に対して市町村の事業量に見合った交付金の確保を要望していく。</p>	教育委員会
<p>③ 私立学校施設の耐震化の支援 私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。</p>	県民生活部

対策アクション13 公共建造物の耐震化等の推進

県民の日常生活や経済活動を支える社会基盤施設である河川、海岸、漁港、水道などの公共建造物が地震により破壊された場合、その場所において大きな被害をもたらすだけでなく、避難や救援、救出活動やその後の県民生活にも大きなダメージを与えることとなりますので、このような事態にならないよう、重要な公共建造物の耐震化等を引き続き推進していきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 低地地域の河川施設の耐震化の推進</p> <p>河川堤防の耐震化、水閘門・排水機場等の耐震化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●堤防の耐震化 優先区間約9 km (23年度) <ul style="list-style-type: none"> ※優先区間：地震時に液状化により堤防が沈下し、浸水する可能性のある区間（要対策区間）のうち、ゼロメートル地帯などで大きな被害が想定される区間 ●水閘門・排水機場等の耐震化 12施設（11施設完了、1施設着手） [23年度 9施設（8施設完了、1施設着手）] 	建設部
<p>② 海岸施設の耐震化等の推進</p> <p>海岸堤防の耐震化として、優先区間等の24.3 kmを整備する。</p> <p>建設部（優先区間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設海岸 13.1 km [23年度 7.8 km] ●港湾海岸 3.5 km [23年度 2.0 km] ●漁港海岸 2.2 km [23年度 1.4 km] <p>農林水産部（要対策区間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地海岸 5.5 km [23年度 3.2 km] <ul style="list-style-type: none"> ※優先区間：地震時に液状化により堤防が沈下し、浸水する可能性のある区間（要対策区間）のうち、ゼロメートル地帯などで大きな被害が想定される区間 <p>海岸堤防の補強・補修として、想定津波高が比較的高い地域の老朽化している堤防の12.1 kmを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設海岸 8.1 km [23年度 6.0 km] ●港湾海岸 2.4 km [23年度 1.5 km] ●漁港海岸 1.6 km [23年度 1.0 km] <p>水閘門等の改良として、津波到着時間が比較的に短い地域の老朽化している水門等の114か所を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●建設海岸 12か所 [23年度 9か所] ●港湾海岸 46か所 [23年度 31か所] ●漁港海岸 56か所 [23年度 53か所] 	建設部、 農林水産部
<p>③ 漁港施設の耐震化の推進</p> <p>水産物流通の中核を担う流通拠点漁港の陸揚岸壁の耐震化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●陸揚岸壁の耐震化 篠島漁港始め3漁港 [23年度 2漁港] 	建設部

<p>④ 津波防災ステーションの整備</p> <p>南知多町の1河川・4海岸に設置されている樋門や防潮扉の遠隔操作・監視の集中管理が行えるよう津波防災ステーションを整備し、効果的な活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●師崎港海岸での供用開始（19年度） ●南知多海岸、豊浜漁港海岸での供用開始（20年度） ●師崎漁港海岸、内海川での供用開始（21年度） 	建設部
<p>⑤ 土砂災害防止施設の整備の推進</p> <p>土砂災害防止施設の整備を推進し、人家、避難場所、避難路等の保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土石流対策施設等の整備 47 渓流 [23 年度 31 渓流] ●急傾斜地崩壊防止施設の整備 100 か所 [23 年度 62 か所] ●地すべり防止施設の整備 2 か所（23 年度） 	建設部
<p>⑥ 電線類地中化の推進</p> <p>無電柱化推進計画に基づき整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●7.7 km（23 年度までに7.7 kmを整備、24 年度以降は次期延伸区間の用地を買収） 	建設部
<p>⑦ 流域下水道施設の耐震化の推進</p> <p>処理場の最小機能（揚水・導水・消毒・放流）及び沈殿処理機能の確保のための耐震化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最小機能及び沈殿処理機能の確保のための耐震化 17 施設程度（23 年度） <p>管渠施設について、影響の大きい下流管渠や重要構造物下の管渠を優先的に、耐震化を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要管渠の流下機能確保のための耐震化 4.5 km 程度 [23 年度 1.0 km 程度] 	建設部
<p>⑧ 県営水道・工業用水道施設（水管橋）の耐震化の推進</p> <p>液状化地域にある既存施設の水管橋を中心に、落橋防止や基礎の耐震補強を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道水管橋 23 橋（20 年度） ●工業用水道水管橋 29 橋（19 年度） 	企業庁
<p>⑨ 県営水道施設（空気弁）の耐震化の推進</p> <p>水道管路の属具である空気弁のうち、老朽化により耐震性が低い施設として、フランジボルト又は空気弁の取替えを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道空気弁 200 か所程度（19 年度） 	企業庁
<p>⑩ 県営水道施設（浄水場施設等の構造物）の耐震化の推進</p> <p>老朽化した浄水場施設の耐震化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道浄水場施設等の構造物 2 か所（21 年度） 	企業庁
<p>⑪ 県営水道と市町村水道との連携施設（支援連絡管）の整備</p> <p>受水団体との連携施設である支援連絡管の施設整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援連絡管 7 か所（19 年度） 	企業庁

<p>⑫ 県営水道緊急時対応施設（連絡管）の整備 災害時に生活必要水量の確保を図るために浄水場間や地域間を結ぶ施設として管路の建設を進める。 ●連絡管 38 km程度 [23年度 23 km程度]</p>	<p>企業庁</p>
<p>⑬ 県営水道緊急時対応施設（広域調整池）の整備 突発事故(水質事故、停電、漏水)に備えて1日最大給水量の6時間分を確保するとともに、地震その他の災害時に緊急に必要な飲料水等の給水をするための施設として、広域調整池の建設を進める。 ●広域調整池 11か所程度 [23年度 9か所程度]</p>	<p>企業庁</p>
<p>⑭ 県営水道基幹管路の管網整備 地震被害リスクの軽減に有効な管路を整備する。 ●管路 20 km程度 (24年度) [23年度 17 km程度]</p>	<p>企業庁</p>
<p>⑮ 市町村水道施設の耐震化事業の促進 水道事業者が実施する水道施設耐震化事業の促進を図る。 ●上水道事業による配水管整備の実施 19.5 km程度</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>⑯ 水道事業者の震災対策事業への支援 19年度から国庫補助の制度化が予定される水道の震災対策事業等にかかる補助金を活用し、水道事業者が行う震災対策事業の促進を図る。 ●配水池の耐震化 8池</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>⑰ 農業用ため池の整備 農業用ため池等の破堤による人命、人家、公共施設等の被害を防止するため、農業用ため池の整備を推進する。 ●農業用ため池の整備 60か所程度（実施中含む）（完了40か所程度） [23年度 45か所程度（実施中含む）（完了30か所程度）]</p>	<p>農林水産部</p>
<p>⑱ 排水機場・排水路等の整備 地盤沈下地域を始めとする低平地において危惧される地震に伴う水害防止のため、基幹的な排水機場・排水路等の整備を図る。 ●排水機場の整備 60か所程度（実施中含む）（完了40か所程度） [23年度 50か所程度（実施中含む）（完了25か所程度）] ●排水路の整備 25 km程度 [23年度 20 km程度]</p>	<p>農林水産部</p>
<p>⑲ 山腹崩壊対策施設の整備の推進 山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全するうえで重要な保全対象について治山ダム等を優先的に整備する。 ●114か所程度 [23年度 78か所程度]</p>	<p>農林水産部</p>
<p>⑳ 農業用ため池の耐震診断の実施 大規模地震時において、農業用ため池による周辺住宅等への直接的な被害防止のため、土地改良施設の耐震調査を行い、施設の耐震性を診断する。 ●45か所程度 (23年度)</p>	<p>農林水産部</p>

<p>① 大規模農業用水利施設の耐震化等の実施（新規） 基幹的農業用水路等の崩壊による人命、人家、公共施設等の被害を防止するため、施設整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5水系（完了3水系、着工2水系） [23年度 5水系（完了2水系、着工3水系）] 	<p>農林水産部</p>
<p>② 地盤沈下防止対策の推進 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、地下水採取の規制指導を行うとともに、地盤沈下状況の調査・観測などの「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づく施策の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 愛知県地盤沈下対策会議幹事会における地盤沈下調査結果の説明及び要綱に基づく施策の要請（1回／年） ● 尾張地域地下水保全対策協議会に対しての連絡調整（1回／年）及びメールマガジンによる情報提供（適宜） 	<p>環境部</p>
<p>③ 県営水道施設（管路）の耐震化等の推進（新規） 緊急輸送道路にある耐震性が低い管路の耐震化及び一部管路の応急給水性向上のための機能改良を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管路の耐震化 9 km程度 [23年度 3 km程度] ● 管路の機能改良 4路線 [23年度 2路線] 	<p>企業庁</p>

Ⅳ 地震に強い施設づくり

対策アクション14 延焼を防ぐ街づくりの推進

大地震発生時は、火災の発生率が高くなるため、被害の拡大を防ぐには、地震による火災の延焼をくい止めるためのオープンスペースの確保が必要となりますので、市街化区域内の公園緑地の整備、土地区画整理事業、密集住宅市街地の整備改善等を推進します。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 市街化区域内の公園緑地の整備の推進 市街化区域内の公園緑地の整備を推進する。 ● 3か所の用地取得・整備（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地） （用地取得 3.72ha [23年度 1.53ha]）</p>	建設部
<p>② 災害に強い街づくりを支える土地区画整理事業の支援 道路、公園等のオープンスペース、避難・延焼遮断空間の確保を土地区画整理事業により推進する。 特に密集市街地においては、地方公共団体と地元住民の連携を強化し、防災性の向上を図る土地区画整理事業を推進する。 ● 837ha [23年度 543ha]</p>	建設部
<p>③ 密集住宅市街地の整備改善の支援 市町村における密集住宅市街地に対する整備改善の取組みを、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等を活用して支援していく。 ● 17地区 [23年度 14地区] 特に、不燃領域率が40%未満の重点密集市街地の整備改善については、住宅市街地総合整備事業等を活用しながら重点的に推進していく。</p>	建設部

対策アクション15 避難地・避難路の確保

地震が発生し生命に危険が及ぶような事態になった場合、あらかじめ定められた避難対象地区で警戒宣言が発令されたような場合、住民は避難行動をとることになりますので、避難者が安全かつ円滑に避難できるように避難地や避難路の整備確保に努めます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 広域避難場所等となる都市公園の整備の推進 広域避難場所等となる都市公園の整備を推進し、供用面積の拡大を図る。 ● 6か所（大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園） （供用面積 147.9ha [23年度 144.6ha]）</p>	建設部
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

② ブロック塀耐震対策の促進 市町村、関係団体と連携して、防災イベント、防災講演会等で普及・啓発を図る。 ●パネル等の作成、パンフレットの更新・増刷	防災局、建設部
③ 自動販売機の耐震対策の促進 関係団体と連携し、自動販売機の設置者に、地震発生時の転倒防止を啓発する。	防災局
④ 避難路に利用できる林道の整備 避難路として利用可能な基幹林道を、優先的に整備する。 ●基幹林道の整備 36.1km [23年度 27.1km]	農林水産部
⑤ 避難路・緊急輸送路に利用できる農道の整備 避難路・緊急輸送路として利用可能な農道等の計画的な整備を推進する。 ●農道の整備 55km程度(23年度)	農林水産部
⑥ 避難地に利用できる農村公園の整備 避難地として利用可能な農村公園の計画的な整備を推進する。 ●農村公園の整備 4か所程度(23年度)	農林水産部
⑦ 市町村における避難地などへの避難誘導標識等の設置の促進 市町村が実施する避難場所、避難所等への避難誘導標識等の整備促進を、一層働きかける。	防災局

対策アクション16 広域防災活動拠点の確保

大規模地震発生時に広域的な応援を受け入れるため、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災活動拠点を確保していきます。

<アクション項目>

[担当部局]

① 防災活動拠点の見直し、確保 東海地震、東南海・南海地震の応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画で定められた応援部隊の活動拠点や広域物資拠点等を踏まえ、防災活動拠点を確保するとともに、そのネットワーク化を図る。	防災局
② 広域防災拠点の整備促進 関係機関と密接な連携をとりながら、国の基幹的広域防災拠点の整備の実現に向け、引き続き国に働きかけていく。	防災局

目標Ⅲ 災害対策への備え

災害が発生した場合、国、地方公共団体その他防災関係機関は、災害応急対策を実施し、その後、活動内容は、次第に復旧・復興対策へと重点を移していきます。

災害発生後には、様々な対策を迅速に実施することにより、被災地の住民の生命、身体及び財産をできる限り守ることが最も重要であり、被災者の安定した生活の回復のためには、住宅確保や健康管理など、きめ細かな対応が必要となります。

このように、地震による被害発生後の様々な災害対策活動を展開するための事前の備えを確実に行っていきます。

V 防災体制の強化

対策アクション17 地震対策推進体制の充実強化

大規模地震による災害から県民の生命、身体、財産を守るため、全庁挙げて地震対策に取り組む体制を整えるとともに、防災部門組織を充実強化します。

県地域防災計画等の見直しを適宜行い、地震対策をより一層充実させていきます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 県地震対策会議の開催 地震対策事業の進捗状況を把握するとともに、一層の推進を図るため、毎年開催する。 ●地震対策会議の開催 1回程度/年</p>	<p>防災局</p>
<p>② 県有識者懇談会の開催 必要に応じて有識者懇談会を開催する。</p>	<p>防災局</p>
<p>③ 防災部門組織の充実強化 県事務所を中心とした地方機関の組織を見直す。</p>	<p>防災局</p>
<p>④ 県地域防災計画（県地震防災強化計画及び県東南海・南海地震防災対策推進計画を含む）の見直し 国の防災基本計画の修正、発生した災害の状況及び行われた応急対策等を踏まえ、県地域防災計画に毎年検討を加え、必要な修正を行う。 ●県地域防災計画の見直し 1回程度/年</p>	<p>防災局</p>
<p>⑤ 地震対策緊急整備事業計画及び地震防災緊急事業五箇年計画の見直し 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地震財特法）の延長に伴う計画の修正、「地震防災対策特別措置法」（地防法）の特例措置の延長に伴う計画策定等を、必要に応じて行う。</p>	<p>防災局</p>

<p>⑥ 県警察東海地震対策委員会の開催 総合的な災害警備対策を的確に推進するため、その基本方針や重要事項について審議、調整し、効果的な推進方策を決定する会議を随時開催する。</p> <p>●県警察東海地震対策委員会の開催（随時）</p>	警察本部
<p>⑦ 地震対策に係る財政措置の要請（国へ要望） 県単独又は全国知事会や中部圏知事会を通じて、引き続き国の施策・予算に対する提案・要望活動を行う。</p>	防災局
<p>⑧ 業務継続体制の強化（新規） 大規模地震等でも県民生活等に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するため大規模災害時業務継続計画を策定するとともに、一層の業務継続体制の強化を図るため、研修・訓練等を実施し、検証のうえ、随時、計画の見直しや庁舎設備・システム等の強化を図る。</p> <p>●計画の策定（21年度）</p>	防災局、各部局

対策アクション18 災害対策体制の強化

職員の激甚災害時参集場所登録制度の見直し、職員非常参集のための情報連絡手段を拡大するなど、初動態勢の強化に努めます。

さらに、防災に関する専門知識を身に付けた人材を育成するため、一般職員研修や防災部門職員に対する専門研修などを実施します。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 災害対策体制の強化 本部体制について、災害情報センターの充実強化や方面本部の設置など運営体制の充実を図る。</p> <p>●災害対策本部に各支部の災害対策活動を助言・支援する「地域防災支援チーム」の設置（19年度）</p> <p>●災害対策本部各支部に市町村の災害対策活動を支援する「市町村支援チーム」の設置（19年度）</p>	防災局
<p>② 激甚災害時参集場所登録制度の見直し 参集場所の追加・見直し、参集要員区分の設定などを見直しを19年度に行う。</p>	防災局
<p>③ 防災航空隊の充実強化 防災ヘリコプターによる円滑で安全確実な活動体制の維持を図る。</p>	防災局
<p>④ 初動態勢の強化 職員非常参集のための情報連絡手段として、電話による職員非常呼出システム（ECS）と携帯電話メール配信サービス等を併用して二重化を図る。</p>	防災局

⑤ 可搬式衛星通信局の整備 可搬式衛星通信局を整備し、県全体を網羅する体制を確立する。 ●整備か所 尾張、豊田加茂事務所（19年度）	防災局
⑥ 庁舎の非常電源の確保（新規） 大規模災害時においても3日間程度の非常用電源の確保ができる非常用電源設備の充実を図る。 ●自治センターの非常用電源設備の増設（22年度）	防災局、 関係部局
⑦ 県警察地震警備計画の見直し 震災情勢等に応じ、随時、計画の見直しを行う。	警察本部
⑧ 警察職員招集のための伝達システムの検討 招集伝達訓練を実施する。 また、通信回線の輻輳の影響が少ない一斉伝達システム導入に向けての検討を行う。 ●招集伝達訓練の実施 1回程度/年	警察本部
⑨ 県職員の防災意識・災害対応能力を高めるための研修の実施 新規採用職員を始め県職員に対して防災に関する研修を実施するとともに、各部局では職場研修を引き続き実施し、職員の防災意識を高める。 さらに、図上訓練や、実働訓練など実践的な訓練形式の研修を行う。	総務部、 防災局、 各部局
⑩ 県の防災部門職員に対する防災専門研修・派遣研修の実施 防災部門職員を専門の研修機関に派遣して、災害対策の専門性を高める。 ●派遣研修 2回程度/年	防災局

対策アクション19 災害時の情報収集・伝達体制の強化

災害時における情報通信手段の確保を図るため、県と市町村及び市町村相互間で利用できる高度情報通信ネットワークの適切な運営を図ります。
また、市町村防災行政無線の整備を段階的に促進します。
防災情報の提供について、情報の受け手となる県民、企業へ混乱や損害を与えないよう、提供の仕方を整理し、提供システムの整備を図っていきます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

① 高度情報通信ネットワークの運営 高度情報通信ネットワークの安定した運営及び機能の有効活用を図る。	防災局
② 耐震衛星通信施設の運営 耐震通信施設（県庁耐震通信局、東三河耐震通信局）を運営する。	防災局
③ 自治体衛星通信機構負担金 自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワークに参加し、地上系通信網を補完する衛星通信網を確保する。	防災局

<p>④ 地区移動系無線通信設備の更新整備</p> <p>災害時において有効な移動系無線設備の周波数及び通信方式が電波法関係審査基準の改正により変更されるため、この基準に合致した260MHz帯デジタル移動系通信システムネットワークを構築する。</p> <p>●整備工事（19年度）</p>	<p>防災局</p>
<p>⑤ 防災情報システムの運用</p> <p>災害に関する情報を収集・集約できる防災情報システムの適切な運用に努めるとともに、継続的なシステム研修等を実施し、対策に活用できる運用体制の充実を図る。</p>	<p>防災局</p>
<p>⑥ 震度情報ネットワークシステムの充実</p> <p>震度情報の確実で速やかな収集が可能となるシステムの構築を図る。</p>	<p>防災局</p>
<p>⑦ 県警察災害情報収集の各種システムの整備</p> <p>各種災害情報収集システムの維持管理、更新、高度化を図る。</p>	<p>警察本部</p>
<p>⑧ 市町村防災行政無線の整備促進</p> <p>市町村の同報系防災行政無線の整備を働きかける。</p> <p>海岸線等（津波の遡上の可能性のある河川流域を含む）を有する24市町村の整備を優先的に進め、その後、全ての市町村での整備を図る。</p> <p>●海岸線等を有する24市町村のうち、同報系防災行政無線未設置の8市町村（18年4月1日現在）で整備（23年度）</p> <p>●海岸線等を有しない39市町村のうち、同報系防災行政無線未設置の17市町村（18年4月1日現在）で整備（26年度）</p>	<p>防災局</p>
<p>⑨ 多様なメディアを活用した情報伝達体制の検討</p> <p>2011年（平成23年）にテレビ放送がデジタル方式に移行することに伴い、デジタル方式の特性を活かした災害情報などの提供方法を調査研究していく。</p>	<p>防災局</p>
<p>⑩ 防災情報システムによるデータ提供方法の見直し（新規）</p> <p>マスメディアを活用した、より迅速な県民への情報提供を可能とするため、防災情報システムによるデータ提供システムをデジタル放送等に適した言語形式に見直す。</p>	<p>防災局</p>
<p>⑪ 全国瞬時警報システム等の整備（新規）</p> <p>全国瞬時警報システムについて、本庁において送信された情報を覚知するための機能の整備を19年度に行う。</p> <p>緊急地震速報については、整備が可能となった段階で、導入方法、時期等について検討していく。</p>	<p>防災局、各部局</p>
<p>⑫ 情報処理システムの設置環境の整備（新規）</p> <p>行政情報通信ネットワークや情報システムについて、大規模災害時でも継続稼働できるよう、機器類の設置環境を整備する。</p> <p>●新サーバ室の運用開始（22年度）</p>	<p>地域振興部</p>

対策アクション20 広域的な連携・強化

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から、県民生活の基礎となっているライフライン関係機関や防災上重要な役割を果たしている自衛隊、警察、名古屋地方気象台等の防災関係機関との連携を図り、密接な協力体制の確立を目指します。

また、中部圏、東海地域、地震防災対策強化地域などの自治体との広域的な連携を図り、相互応援や外部からの応援を円滑に受け入れる体制づくりを進めます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① ライフライン関係機関との連携 ライフライン関係機関の防災対策について意見交換及び調整を行い、相互の連携を保つため、「愛知県防災対策に係るライフライン関係機関連絡会議」を開催する。 ●連絡会議の開催 1回/年</p>	<p>防災局</p>
<p>② 自衛隊・県警・気象台等防災関係機関との連携 各種訓練（総合防災訓練や図上訓練等）を、各防災関係機関が相互に連携することに配慮した訓練項目を取り入れて行う。</p>	<p>防災局</p>
<p>③ 中部圏の9県1市相互の地震対策の連携 「災害応援に関する協定」を締結している中部圏の9県1市が、引き続き、必要な研究・協議、情報交換を行い、連携を図っていく。 ●広域災害応援連絡協議会の開催 3回程度/年 ●通信訓練・図上訓練の実施 1回程度/年</p>	<p>防災局</p>
<p>④ 東海地震及び東南海・南海地震の関係都府縣市との連携 東海地震対策都府縣市連絡協議会、地震防災対策強化地域都府縣市連絡会、東南海・南海地震に関する都府県連絡会及び東海4県1市地震防災に関する連絡会議等において、必要に応じて共通する課題について協議し、連携・協調を図る。</p>	<p>防災局</p>
<p>⑤ 広域応援体制に係る受援体制の充実（新規） 「東海地震応急対策活動要領」に基づく救援部隊・緊急物資の受け入れ体制を拡充し、東南海地震にも対応できる体制を整備する。 救援部隊活動拠点……被害予測に基づき必要な地域に必要な広さの予定活動拠点を、管理者と調整し選定する。 物資拠点……予想される被害に対応できるよう東海地震対応予定物資拠点3か所に2か所を追加して整備する。</p>	<p>防災局</p>
<p>⑥ 緊急消防援助隊受援計画の見直し 県全体の受援体制において規定される緊急消防援助隊の活動内容及び活動地域に基づき、東海地震、東南海地震における緊急消防援助隊の受援体制を現行の受援計画に盛り込む。</p>	<p>防災局</p>

<p>⑦ 警察広域緊急援助隊の効果的な運用</p> <p>他の都道府県警察から広域緊急援助隊の応援がなされた場合における部隊運用計画（受援計画を含む）の策定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震の警戒宣言時及び地震発生時における部隊運用計画の検証（随時） ●東南海地震発生時における警察庁の派遣計画が示された場合における部隊運用計画の策定 	警察本部
<p>⑧ 警察広域緊急援助隊の装備資機材の整備と練度の向上等（新規）</p> <p>災害警備の中核である広域緊急援助隊の各種災害警備能力の向上を図るため、各種装備資機材の一層の充実と救出救助技術の練度の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種装備資機材の整備（充実、更新、高度化） （２３年度までに整備し、以降更新・高度化を図る） ●救出救助技術の練度の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・中部管区広域緊急援助隊合同訓練の実施 １回程度／年 ・所属訓練、専門的知識の教養・講習等（適宜） 	警察本部
<p>⑨ 重症患者の広域搬送体制の確立</p> <p>大規模災害発生時において、重症患者を被災地外へ搬送するための広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設置・運営、主にＳＣＵでの広域医療搬送活動を実施する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）体制、ドクターヘリや民間会社から借り上げる患者搬送用ヘリの確保など、県内の広域搬送体制を整備する。</p>	健康福祉部

対策アクション２１ 地震に関する調査研究の推進

地震に関する調査研究の緊急性や優先度を踏まえ計画的に行っていくとともに、地震防災に関する最新の知識を得るため、大学・研究機関との交流・連携を推進します。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 地震に関する調査研究</p> <p>調査研究課題の緊急性や優先度を考慮しつつ計画的に実施する。</p>	防災局
<p>② 震度観測・調査の実施</p> <p>震度情報ネットワークによる県内各地で観測された地震データを基に、地震分布特性、地盤の振動特性等に関する分析を継続して行う。</p>	防災局
<p>③ 大学・研究機関との連携</p> <p>引き続き、大学・研究機関との交流・連携を推進する。</p>	防災局

対策アクション22 災害時要援護者支援・避難体制の整備

地震発生時等には、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等の災害対応能力の低い人には、特別な配慮や支援が必要となりますので、市町村に対して、災害時要援護者支援体制マニュアルの周知徹底と避難誘導體制の整備などを推進します。

また、避難所の管理運営を円滑に進めるため、市町村に対して、県が作成した避難所運営マニュアルを周知徹底するとともに、避難所施設の整備などの促進を図ります。

さらに、警戒宣言発令時における帰宅困難者等の支援対策についても関係機関とともに推進していきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 市町村災害時要援護者支援体制マニュアルの周知徹底 全市町村における災害時要援護者支援体制の整備を図る。</p>	健康福祉部
<p>② 災害時要援護者等の避難誘導體制の整備の促進 避難支援プランの早急な整備を図る。</p>	健康福祉部
<p>③ 市町村避難所の円滑な運営等に関する助言 被災者の避難生活を市町村が適正に支援できるように、市町村の避難所の再点検に関する助言を行うとともに、市町村の実態に合わせた避難所運営マニュアルを、全市町村で作成するよう引き続き助言する。 ●未作成の7市町村（18年4月1日現在）で避難所運営マニュアルを作成（20年度）</p>	防災局
<p>④ 災害時要援護者の避難生活の支援 市町村が実施する避難所等に必要な災害時要援護者避難生活資機材の整備を支援する。 ●避難生活資機材の整備 47市町村程度 [23年度 30市町村程度]</p>	防災局
<p>⑤ 二次的避難所としての社会福祉施設の利用促進 市町村において社会福祉施設等の二次的避難所としての指定、受入体制の整備を図る。</p>	健康福祉部
<p>⑥ 社会福祉施設における緊急一時的な受入れの促進 市町村における発災時の緊急的な社会福祉施設への受入体制の確立を図る。</p>	健康福祉部
<p>⑦ 市町村避難所に対する警戒強化対策の推進 市町村が設置した避難所・避難地域に対する警戒対策の推進を図るため、警備計画に基づく検証訓練を行うほか、必要に応じ警備計画の見直しを行う。 ●検証訓練の実施 1回程度/年</p>	警察本部

<p>⑧ 帰宅困難者等支援対策の推進 県、市町村、警察、鉄道事業者、企業と連携し、帰宅困難者等の安全な避難誘導と帰宅促進への支援の取組みを推進する。 市町村における市町村徒歩帰宅支援ルートの設定（マップ作成）、市町村支援ステーションの確保など帰宅困難者対策が円滑に進むように、関係機関と必要な調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村徒歩帰宅支援ルートの設定（マップ作成） 全市町村（23年度） ●市町村支援ステーションの確保 全市町村（23年度） <p>市町村、鉄道事業管理者等が新たに策定する施策を踏まえた検証訓練等を通じ、関係機関との一層の連携を図るとともに、必要に応じ警備計画の見直しを行う。また、各種装備資機材を整備（充実、更新）する。（23年度までに整備し、以降更新・高度化を図る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●検証訓練の実施 1回程度／年 	防災局、 警察本部
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------

対策アクション23 消火体制の整備

市町村における消防施設の整備や耐震性貯水槽始め消防水利の確保など、消防力の強化を促進していきます。
 また、農業水利施設の地震対策への利活用を促進します。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 市町村消防施設整備の支援 市町、消防一部事務組合、広域連合の消防ポンプ自動車等の更新等の整備に対し補助等を実施し、充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防ポンプ自動車等 800台程度 [23年度 500台程度] 	防災局
<p>② 耐震性貯水槽始め市町村消防水利確保の支援 市町村における耐震性貯水槽の整備促進により消防水利の確保を図るなど、市町村における消防力の強化を促進する。</p> <p>防災局</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震性貯水槽の整備 570か所程度 [23年度 380か所程度] <p>農林水産部</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震性貯水槽の整備 6か所程度（23年度） 	防災局、 農林水産部
<p>③ 農業水利施設の地震対策利活用の促進 農業水利施設を緊急水源として安全かつ容易に利用できるよう、農業用のため池や水路等の整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業用ため池、水路等 30か所程度 [23年度 20か所程度] 	農林水産部
<p>④ 可搬式応急ポンプの点検整備 震災時の非常排水、非常給水に貸し出しする可搬式応急ポンプを毎年点検整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●可搬式応急ポンプの点検整備 160台程度／年 	農林水産部

対策アクション24 救急救助・医療体制の充実

大規模地震の発生時には、多数の負傷者が発生する一方、医療施設では、停電、断水等により機能が著しく低下することが予想されますので、医療施設の防災体制、災害拠点病院の連携の強化、重症患者の広域搬送など、医療体制の整備を進めていきます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 医療施設における防災体制の強化</p> <p>医療機関が作成している病院防災マニュアルの再点検・見直しや防災訓練の実施を指導するとともに、耐震化への取組みを積極的に働きかける。</p> <p>●立入検査対象施設 149病院（政令指定都市・中核市実施分を除く）</p>	健康福祉部																									
<p>② 災害拠点病院の指定及び連携強化</p> <p>災害拠点病院を新たに指定するとともに、災害拠点病院の階層化と機能分担を図る。（23年度）</p> <p>また、愛知県DMAT運用計画を策定し（19年度）、DMAT指定医療機関を指定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">18年12月末</th> <th style="width: 15%;">18年度末</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 30%;">うちDMAT指定医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>16病院</td> <td>30病院</td> <td>36病院</td> <td>14病院</td> </tr> <tr> <td>基幹災害医療センター</td> <td>2病院</td> <td>2病院</td> <td>2病院</td> <td>2病院</td> </tr> <tr> <td>地域中核災害医療センター</td> <td>—</td> <td>10病院</td> <td>12病院</td> <td>12病院</td> </tr> <tr> <td>地域災害医療センター</td> <td>14病院</td> <td>18病院</td> <td>22病院</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害時における医療救護体制の連携の強化を図るため、災害拠点病院連絡会議に加え、「愛知県災害拠点病院協議会」（構成：災害拠点病院、日本赤十字社、医師会、病院協会）を設置し、新たな災害拠点病院の指定を進めていく。（23年度）</p>	区 分	18年12月末	18年度末	23年度	うちDMAT指定医療機関	災害拠点病院	16病院	30病院	36病院	14病院	基幹災害医療センター	2病院	2病院	2病院	2病院	地域中核災害医療センター	—	10病院	12病院	12病院	地域災害医療センター	14病院	18病院	22病院	—	健康福祉部
区 分	18年12月末	18年度末	23年度	うちDMAT指定医療機関																						
災害拠点病院	16病院	30病院	36病院	14病院																						
基幹災害医療センター	2病院	2病院	2病院	2病院																						
地域中核災害医療センター	—	10病院	12病院	12病院																						
地域災害医療センター	14病院	18病院	22病院	—																						
<p>③ 医療施設間の連絡手段確保体制の整備</p> <p>救急活動時の消防本部による救急医療・広域災害情報システムの活用を推進し、災害時における医療機関との連携機能を充実する。</p> <p>情報伝達訓練を継続的に実施し、災害時優先電話及び衛星携帯電話について、常に使用可能な体制を整える。</p> <p>●災害拠点病院、医師会などの関係機関による情報伝達訓練の実施 12回/年</p>	健康福祉部																									
<p>④ 重軽症者を選別措置するトリアージ等の実施訓練</p> <p>県の総合防災訓練、医療救護訓練において、日本赤十字社、地区医師会、災害拠点病院、地域の中核病院による訓練を、一般県民の参加も得ながら実施する。災害拠点病院ごとにトリアージ等の訓練を地域の関係機関とともに実施する。</p> <p>●訓練の実施 県 2回程度/年、各災害拠点病院 1回程度/年</p>	健康福祉部																									
<p>⑤ 消毒等防疫体制の整備</p> <p>災害発生時に防疫組織を編成し、市町村が行う消毒活動の支援等を行う。</p>	健康福祉部																									

<p>⑥ 災害拠点病院を中心とする災害医療体制の充実・強化</p> <p>地域の災害医療体制を構築するため、災害拠点病院の機能強化を推進する事業に対して、引き続き支援を行う。</p> <p>研修機能を有する基幹災害医療センターや地域中核災害医療センター等において、地域の医療従事者等とともに実施する防災訓練（トリアージ訓練を含む）を継続的に実施する。また、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の検討を引き続き進めていく。</p>	健康福祉部
<p>⑦ 災害時の医薬品等安定供給体制整備</p> <p>災害発生時において供給が困難となり不足することが予想される医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料についてランニング備蓄を行う。</p>	健康福祉部
<p>⑧ 救出救助資機材等の整備</p> <p>警察署等に対する救出救助資機材等の基盤整備を順次、実施する。</p> <p>●各種救出救助資機材等の整備（23年度までに整備し、以降更新・高度化を図る。）</p>	警察本部
<p>⑨ 捜索・身元確認活動等の一層の強化（新規）</p> <p>行方不明者の捜索・検視・身元確認活動を推進するため、医師会及び歯科医師会と一層の連携強化を図るとともに、検視活動に伴う二次感染防止資機材、身元確認資機材等の整備充実を図る。</p> <p>（23年度までに整備し、以降更新・高度化を図る）</p> <p>●連携訓練の実施 2回程度/年</p>	警察本部
<p>⑩ 災害時救急救助体制の強化（新規）</p> <p>消防本部共通の大規模災害時における救急・救助隊活動手順及びトリアージ基準等の作成を19年度に検討する。</p> <p>検討結果を踏まえ、教育・講習のための訓練を実施する。</p>	防災局

対策アクション25 上下水道応急対策の推進

飲料水は人間の生存に欠かせないものですので、災害時における飲料水や生活用水を給水する体制の強化を図ります。

また、下水処理機能の支障は、周辺の水環境への悪影響や、住民生活の衛生面に悪い状態を招いてしまいますので、下水道事業者関係者間の応援体制の徹底強化により、下水道応急対策の推進を図っていきます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 県営水道に係る応急（緊急）復旧資機材の整備</p> <p>地震等の災害時における緊急復旧工事を円滑に実施するため、資機材を整備する。</p> <p>●備蓄倉庫整備 3か所（19年度）</p> <p>地震等の災害時における生活関連事業所向け配水管路の緊急復旧資材を整備する。</p> <p>●管類購入（19年度）</p>	企業庁
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

<p>② 流域下水道施設被災時対応マニュアルの強化</p> <p>災害訓練の結果や施設の増設・老朽化による改築等を踏まえ、随時マニュアルを改訂し、内容を強化する。</p>	建設部
<p>③ 下水道施設被災時の応援体制の強化</p> <p>被災時の初動態勢強化のため、県及び市町村と民間団体との協力体制を構築する。市町村を含めた災害訓練を毎年実施して関係職員の意識向上を図るとともに、その結果をフィードバックし、より実効性の高い応援体制に随時見直しを図る。</p>	建設部

対策アクション26 食糧・生活必需品等の確保

大規模地震の発生に備えて、市町村の備蓄の見直しや備蓄倉庫の整備、家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進、流通備蓄協定の締結などにより、食糧・生活必需品の確保に努めていきます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 市町村備蓄配置等の適正化の推進</p> <p>市町村の備蓄状況を毎年調査把握し、必要があれば備蓄見直しの指導を行うとともに、孤立する可能性がある中山間地集落において、水、食料、医薬品、救出用具、簡易トイレ等の集落単位の分散備蓄を含めた市町村備蓄配置の適正化を推進する。</p>	防災局
<p>② 市町村の耐震性備蓄倉庫整備の促進</p> <p>大規模地震が発生した場合の市町村の食料や生活必需品を確保するため、市町村の耐震性備蓄倉庫の整備を支援し、市町村における備蓄力の強化を促進する。</p> <p>●市町村が実施する耐震性備蓄倉庫の整備 10か所程度 [23年度 6か所程度]</p>	防災局
<p>③ 家庭内備蓄や事業所内備蓄の促進</p> <p>地震発生時に備え、家庭や事業所における備蓄について、その必要性の理解を深め、促進を図る。</p> <p>実例を紹介しながら説明できるパンフレット等を作成し、防災イベントや防災出前講座等において啓発を実施する。</p>	防災局
<p>④ 食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく備蓄物資の整備（新規）</p> <p>備蓄計画により備蓄物資を整備するとともに、保存年限等を考慮し、状況の変化に柔軟に対応できるように維持更新していく。</p> <p>（備蓄場所 東大手庁舎、7県事務所の庁舎等）</p> <p>●計画上整備する物資22品目の維持更新及び状況に応じた見直し ●流通備蓄協定新規締結等の物資を取り巻く状況変化に応じた計画の見直し</p>	防災局
<p>⑤ 災害救助基金の適正運用</p> <p>現在ある基金積立額について、国の指針に沿って国債等により適正に運用する。</p>	防災局

<p>⑥ 災害時応急物資の調達に係る事務処理マニュアルの整備（新規） 大規模災害が発生（発生するおそれがある場合を含む）した場合の応急物資の調達に係る事務処理マニュアルを作成する。 ●事務処理マニュアルの作成（19年度）</p>	出納事務局
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

対策アクション27 緊急輸送体制の整備

大規模地震発生時には、緊急に実施すべき救助、救急、医療、消火活動及び緊急物資等の輸送が必要となることから、緊急輸送道路の整備を推進するとともに、災害時の緊急輸送路を確保するための海上輸送基地として、耐震強化岸壁の整備を促進するなど、緊急輸送体制の整備に努めます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 緊急輸送道路の確保 緊急輸送道路網の確保を関連部局、諸団体と調整し、必要に応じて緊急輸送道路の見直しを行う。</p>	建設部
<p>② 緊急輸送道路の整備の推進 緊急輸送道路のネットワーク形成に寄与する箇所を優先的に実施する。 ●48.8km程度 [23年度 30.1km程度]</p>	建設部
<p>③ 緊急輸送道路の防災対策の推進 緊急輸送道路に位置する優先度の高い落石等危険箇所の防災対策を推進する。 ●落石等危険箇所対策 128か所 [23年度 80か所]</p>	建設部
<p>④ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進 県管理道路の優先整備橋梁（昭和55年道路橋示方書より古い基準で設計されている複数径間のある橋梁）の耐震化を推進する。 ●橋梁の耐震化 167橋 [23年度 104橋]</p>	建設部
<p>⑤ 臨港道路橋梁の耐震化の推進 緊急輸送道路・二次災害の恐れのある橋梁等重要な臨港道路橋梁の耐震化を推進する。 ●臨港道路橋梁の耐震化 5橋（23年度）</p>	建設部
<p>⑥ 緊急輸送岸壁（耐震強化岸壁）の整備 災害時の緊急輸送路を確保する海上輸送基地として、耐震強化岸壁の整備を促進する。 ●1.4バース（23年度） 耐震強化岸壁の整備後、必要な補修を推進する。 ●2.0バース（24年度～26年度）</p>	建設部

<p>⑦ 緊急交通路（交通規制）の見直し 警戒宣言発令時、地震発生の際に指定する緊急交通路について、震災情勢、道路環境等の変化に応じた見直しを行う。</p>	警察本部
<p>⑧ 交通管制施設の整備 緊急交通路の確保を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう計画的に施設整備を推進する。 ●交通情報板、交通流監視カメラ、光ビーコン等の整備（23年度）</p>	警察本部
<p>⑨ 交通対策資機材の整備（新規） 警戒宣言発令時、大規模災害時における緊急交通路の確保を始めとする交通規制を確実に担保するため、交通対策資機材を整備（充実）する。 ●交通規制標示板等の整備（23年度）</p>	警察本部

対策アクション28 被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

大規模地震の発生により、被災した建築物及び宅地について、そのまま使用して安全なのか、余震等による二次災害の危険性があるのかを判断する応急危険度判定士を養成し、被災建築物・宅地の応急危険度判定の実施体制の整備を図ります。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備 登録している判定士の更新率を高くし、新しく建築士になった者への周知を行うなど被災建築物応急危険度判定士の養成を行うとともに、訓練等の実施によりその実施体制の整備を行う。 ●判定士の養成・登録 10,000人程度 [23年度 9,000人程度]</p>	建設部
<p>② 被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備 登録している判定士の更新率を高くし、また若年者への周知を行うなど被災宅地危険度判定士の養成を行うとともに、訓練等の実施によりその実施体制の整備を行う。 ●判定士の養成・登録 800人程度 [23年度 700人程度]</p>	建設部

VII 被災後の生活安定対策の準備

対策アクション29 被災者の住宅確保

大規模地震の発生により、建物の倒壊や火災等で住宅を失い、また、余震による建物倒壊の危険性で住むところがなくなり、自力では住宅を確保できない被災者が多数生じることが予想されますので、仮設住宅の建設及び管理や公共賃貸住宅への一時入居などの体制の整備を図り、被災者の住宅の確保に努めます。

＜アクション項目＞

〔担当部局〕

<p>① 被災住宅の応急修理に係る体制の整備 被災時に的確かつ迅速に実施できる体制と日常的準備を行う。 ● 応急修理に関するマニュアル・応急修理業者名簿の更新・配布（随時）</p>	建設部
<p>② 仮設住宅建設に係る整備 毎年度、連絡体制の確認、年度版の応急仮設住宅建設・管理マニュアルの作成、応急仮設住宅建設候補地台帳の更新、応急仮設住宅建設模擬訓練等を実施する。</p>	建設部
<p>③ 公共賃貸住宅への一時入居に係る体制の整備 県、市町村、県住宅供給公社及び都市再生機構が管理している公共賃貸住宅の空家戸数を把握する。</p>	建設部
<p>④ 民間借上住宅の提供に係る体制の整備 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を実施するにあたり、費用負担等を定めた覚書を締結するとともに、円滑な運用を図るためのマニュアルを作成する。 ● 協定を具体化した覚書の締結（19年度） ● 円滑な運用を図るためのマニュアル作成（20年度）</p>	建設部

対策アクション30 環境汚染防止・廃棄物処理体制の整備

地震によって発生するがれき、生活ごみ、し尿等廃棄物の処理体制の整備やがれきの仮置可能な公共空間の把握に努めます。

また、施設の損壊による有害化学物質等の流出・拡散の未然防止や解体工事に伴う石綿の飛散防止、廃冷蔵庫等からのフロンガスの適正な回収・処理など、環境汚染の防止に努めます。

＜アクション項目＞

〔担当部局〕

<p>① がれき、生活ごみ、し尿等廃棄物の処理計画策定の促進 国が策定した「震災廃棄物対策指針」に基づき、市町村のがれき、生活ごみ、し尿等廃棄物の処理計画策定の促進を図り、全ての市町村で策定を完了するよう指導する。</p>	環境部
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

<p>② がれきの仮置可能な公共空間の把握 全ての市町村で必要ながれき等災害廃棄物置場面積を確保するため、がれきの仮置可能な公共空間を、関係部局等と連携して拡充する。 ●全ての市町村で必要ながれき等災害廃棄物置場面積の確保（23年度）</p>	環境部
<p>③ 廃棄物処理関係団体の処理体制確立の要請 がれき、生活ごみ、し尿等の運搬、処理に係る関係団体の処理体制（収集運搬車両、重機、処理施設（リサイクルを含む）の確保等）との協力体制を21年度までに確立する。</p>	環境部
<p>④ 有害化学物質、産業廃棄物等の流出等防止対策の指導 有害化学物質、産業廃棄物等の使用取扱施設、保管施設、処理施設等の損壊防止のための補強工事の実施を、事業者に指導する。 有害化学物質、産業廃棄物等の流出防止対策のマニュアル等を作成するとともに、定期的な点検・訓練の実施を、事業者に指導する。 ●大気関係立入検査 約60件/年 ●水質関係立入検査 約100件/年</p>	環境部
<p>⑤ 石綿飛散防止対策の周知 建築物の所有者に対して、石綿の使用箇所の把握、使用している石綿の事前撤去、解体工事を行う業者への情報提供などについて周知、啓発する。 解体工事を行う業者に対して、国の策定した手引き書「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」の内容に従って工事を行うよう指導する。 ●解体工事現場立入検査 約200件/年</p>	環境部
<p>⑥ フロンガスの回収・処理の対応、体制の整備 国の「災害時におけるフロン類対策の考え方についての報告書」及び県の「水害廃棄物処理ガイドライン」を参考に、廃冷蔵庫、エアコン等から適正にフロンガスの回収が行われるよう、全ての市町村に回収・処理計画の策定を要請する。 ●県内全市町村で回収・処理計画を策定（23年度）</p>	環境部
<p>⑦ PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減 愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、保管事業者に対して、廃棄物処理法に従って適正に保管するとともに、処理業者と調整し計画的な処分に努めるよう指導する。 ●中間目標（20年度） PCB廃棄物の50%の処分を終了 ●最終目標（28年7月：PCB特別措置法に定められている処理期限） PCB廃棄物全量の処分を終了 県有施設で保管しているPCB廃棄物を計画的に処理する。 ●中間目標（20年度） 県有施設で保管するPCB廃棄物の概ね50%の処分を終了 ●最終目標（23年度） 県有施設で保管するPCB廃棄物全量の処分を終了</p>	環境部

対策アクション31 生活相談への対応

被災者の生活再建に必要な情報をまとめた被災者生活支援情報ハンドブックの内容を更新するとともに、被災者に対する窓口の設置を含め、被災後の生活相談に応じられる体制の整備に努めます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 被災者生活支援情報ハンドブックの充実 ホームページに掲載している被災者生活支援情報ハンドブックの内容を、よりアクセスしやすく、県民が目的の項目に容易に到達できるよう更新する。 ●ホームページの再構築、内容の随時更新</p>	<p>防災局</p>
<p>② 被災者に対する生活相談体制の充実強化 災害時の県民相談の迅速・的確な運営を確保するため、大規模災害時における県民相談体制の充実を図るとともに、運営訓練による職員の防災能力の向上を図る。 ●県民相談運営マニュアルに基づいた職員の研修 20人程度/年</p>	<p>県民生活部</p>
<p>③ 被災者等に対する警察相談体制の整備 被災者等からの警察相談に対応するため、警備計画に基づく検証訓練を行うほか、必要に応じ警備計画の見直しを行う。 ●検証訓練の実施 1回程度/年</p>	<p>警察本部</p>

対策アクション32 被災者の健康管理

あらかじめ被災後の健康相談窓口の設置、巡回健康相談、保健指導などを推進していくとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策など、被災者の心身の健康管理対策を進めます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

<p>① 健康相談窓口の設置体制の整備 激甚災害参集訓練に合わせて、各保健所において、健康相談窓口の設置に関する演習を行う。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>② 巡回健康相談の実施体制の整備 激甚災害参集訓練に合わせて、各保健所において、巡回健康相談の実施に関する演習を行う。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>③ 災害時保健活動体制の整備の促進 保健所及び市町村の災害時保健活動体制整備状況に関する調査を継続的に実施し、体制整備状況を把握するとともに、体制整備を促進する。</p>	<p>健康福祉部</p>

<p>④ 災害時メンタルヘルスケア研修の実施</p> <p>16年度作成の「災害時の地域精神保健福祉活動ガイドライン」(PTSD対策を含む)に基づき、災害時のメンタルヘルスケアに関して、市町村職員の対応すべき業務について、さらに修得するため、研修を実施する。</p> <p>●受講者数 400人[23年度 250人]</p>	健康福祉部
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

対策アクション33 復興へ向けた準備

震災からの復興を効率的かつ計画的に行うためには、あらかじめその備えをしておくことが必要ですので、復興組織、復興計画、復興財源確保等の事前準備を具体化して、復興体制を整備するなど、復興へ向けた準備を進めます。

<アクション項目>

[担当部局]

<p>① 復興組織、復興計画、復興財源確保等の復興体制の検討</p> <p>復興組織、復興計画、復興財源確保等の復興体制の整備について検討する。</p>	防災局
<p>② 被災中小企業向けの災害復旧資金貸付案内の作成</p> <p>普及・啓発について現水準を維持しつつ、ホームページ等他の媒体による普及を行う。</p> <p>●案内の発行部数 30,000部程度/年</p>	産業労働部
<p>③ 災害時・警戒宣言発令時等の金融措置に係る農業・漁業協同組合への指導</p> <p>災害時警戒宣言発令時等の金融措置について農業・漁業協同組合を指導する。</p> <p>対象 信用事業をもつ農協及び漁協計22組合</p>	農林水産部
<p>④ 被災地域における地域安全活動の推進</p> <p>復興、復旧時の被災地域における地域安全活動の推進を図るため、警備計画に基づく検証訓練を行うほか、必要に応じ警備計画の見直しを行う。</p> <p>●検証訓練 1回程度/年</p>	警察本部

Ⅷ 孤立集落対策の推進

対策アクション34 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供

孤立可能性のある集落の防災情報を収集し、把握するとともに、市町村や住民との情報の共有を図っていきます。

＜アクション項目＞

〔担当部局〕

<p>① 孤立可能性のある集落に関する情報の収集・提供【新規】 孤立可能性のある集落の位置情報や各集落の通信設備設置状況等の情報を収集し共有するとともに、集落ごとに必要となる対策を検討する。 ●孤立可能性のある集落を有する全市町村（16市町村）で、実態調査を実施</p>	防災局
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

対策アクション35 孤立集落と外部との通信の確保

災害時において、集落が孤立した場合に、集落の被災情報を市町村等にすばやく伝えることが重要です。

このため、孤立集落と市町村役場等との通信手段の整備を支援するとともに、通信機器等の使用方法の習熟を図っていきます。

＜アクション項目＞

〔担当部局〕

<p>① 地震の発生を前提とした通信設備の運用【新規】 防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。</p>	防災局
<p>② 集落と市町村役場等との通信の確保【新規】 孤立集落と市町村役場等との通信手段を確保するため、市町村に働きかけ、孤立可能性のある集落を有する全市町村で衛星携帯電話の整備を支援する。 ●孤立可能性のある集落を有する16市町村のうち衛星携帯電話を未設置の8市町村で、衛星携帯電話を整備</p>	防災局
<p>③ 集落への情報通信の確保【再掲】 対策アクション9-⑥の再掲</p>	防災局

対策アクション36 物資の供給・救助活動

孤立集落に対する迅速な救助、避難、物資供給を行うため、孤立集落の被災状況や住民ニーズの把握に努めていきます。

また、孤立集落対策に大きな効果があるヘリコプターを有効に活用するため、ヘリポートの整備の支援やヘリスポットの確保に努めていきます。

<アクション項目>

〔担当部局〕

① 孤立集落の被災状況及び住民ニーズを的確に伝えるための伝達項目の共有【新規】 災害時に集落が孤立した場合、被災状況や住民のニーズを外部に的確に伝えることができるよう、伝達項目リストを作成し、住民と行政が共有する。	防災局
② ヘリポートの整備【新規】 山間地域における早期救急搬送体制を確立するため、北設楽郡内における町村の救急搬送用ヘリポートの整備を支援する。 ●ヘリポートの整備 北設楽郡内の3町村	防災局
③ ヘリスポットの確保【新規】 孤立可能性のある集落において、災害時にヘリコプターが離着陸可能な敷地（ヘリスポット）の有無及び位置等を調査し、確保する。 ●孤立可能性のある集落を有する全市町村（16市町村）で、ヘリスポット調査を実施	防災局
④ 防災航空隊の充実強化【再掲】 対策アクション18-③の再掲	防災局
⑤ 消防団と地域コミュニティ等との連携促進【再掲】 対策アクション7-④の再掲	防災局

（その他対策項目） 備蓄の推進

<アクション項目>

〔担当部局〕

①市町村備蓄配置等の適正化の推進【再掲】 対策アクション26-①の再掲	防災局
②備蓄倉庫の整備促進【再掲】 対策アクション9-⑥の再掲	防災局
③災害用資機材の整備【再掲】 対策アクション9-⑥の再掲	防災局

④住宅（木造住宅・非木造住宅）の耐震化の促進【再掲】 対策アクション10-①の再掲	建設部
⑤市町村避難所の円滑な運営等に関する助言【再掲】 対策アクション22-③の再掲	防災局
⑥避難所等の耐震化【再掲】 対策アクション9-⑥の再掲	防災局

（その他対策項目） 道路寸断への対応

＜アクション項目＞

〔担当部局〕

①防災情報システムの運用【再掲】 対策アクション19-⑤の再掲	防災局
②緊急輸送道路の確保【再掲】 対策アクション27-①の再掲	建設部
③緊急輸送道路の整備の推進【再掲】 対策アクション27-②の再掲	建設部
④緊急輸送道路の防災対策の推進【再掲】 対策アクション27-③の再掲	建設部
⑤緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進【再掲】 対策アクション27-④の再掲	建設部

（その他対策項目） 津波に伴う孤立集落対策

＜アクション項目＞

〔担当部局〕

①市町村津波避難計画の策定の促進【再掲】 対策アクション5-①の再掲	防災局
---------------------------------------	-----

（その他対策項目） 災害時要援護者の避難生活

＜アクション項目＞

〔担当部局〕

①市町村災害時要援護者支援体制マニュアルの周知徹底【再掲】 対策アクション22-①の再掲	健康福祉部
-------------------------------------------------	-------

②市町村避難所の円滑な運営等に関する助言【再掲】 対策アクション2-2-③の再掲	防災局
----------------------------------------------------	-----

(その他対策項目) 住民への啓発

<アクション項目>

[担当部局]

①啓発資材等の作成・配布【再掲】 対策アクション①-6の再掲	防災局
------------------------------------------	-----

(参考1) 東海地震・東南海地震等の被害予測調査結果 (平成15年3月公表)

1 前提条件

	想定東海地震 予知あり・なし	想定 東南海地震	想定東海・東南海 地震の連動	養老-桑名-四日市 断層帯
規模	Mw 7. 9 6	Mw 8. 1 5	Mw 8. 2 7	M 7. 4
震源の位置	駿河湾	串本沖～浜松沖	串本沖～駿河湾	岐阜県～三重県
震源の深さ	約10～30 km			
想定ケース	①冬早朝5時 ②春秋昼12時 ③冬夕刻18時			
調査単位	市町村又は500mメッシュ			
調査項目	地震動、液状化、津波、建物倒壊、火災、交通施設・人的被害ほか			

※Mw：モーメントマグニチュード、M：気象庁マグニチュード

2 結果

—：わずか

		東海地震※1	東南海地震	東海・東南海地震連動	養老-桑名-四日市断層帯
地震動・液状化		渥美半島、県東部では、大半が震度5強から6弱、一部6強。豊橋平野、岡崎平野南部において液状化の危険性が極めて高い。	渥美・知多半島の一部で震度6強、山間部を除く大半で6弱。濃尾平野南西部及び岡崎平野南部において液状化の危険性が極めて高い。	渥美・知多半島の多くで震度6強以上、東三河、濃尾平野で6弱以上。液状化については、東海地震、東南海地震を重ね合わせた結果と類似している。	海部地区で震度6弱以上。濃尾平野で5強以上。濃尾平野西部において液状化の危険性が極めて高い。
津波		地震発生後、約30分で伊良湖岬、約90分で名古屋港に第1波が到達する。伊勢湾・三河湾の水位上昇は朔望平均満潮位を含めT.P. (東京湾平均海面) + 2～3mとなる。浸水は、蒲郡市形原漁港、赤羽根町赤羽根漁港、南知多町山海川河口付近等で想定されている。			※2
建物	揺れ・液状化による全壊棟数 (棟)	約12,000	約60,000	約98,000	約9,500
	津波による全壊棟数 (棟)	約10	約10	約60	—
	山崖崩れによる全壊戸数 (戸)	約990	約2,000	約3,000	約180
火災	出火件数 (冬18時) (件)	約170	約780	約1,200	約50
	焼失棟数 (棟)	約2,400	約15,000	約49,000	約70
ライフライン	上水道 (断水需要家数) (戸)	約340,000	約1,100,000	約1,500,000	約260,000
	都市ガス (供給停止需要家数) (戸)	約52,000	約490,000	約930,000	約170
	LPガス (要点陰需要家数) (戸)	約29,000	約92,000	約130,000	約15,000
	電力 (停電数) (契約口数)	約140,000	約530,000	約640,000	約180,000
	一般電話 (通話機能支障数) (件)	約23,000	約150,000	約220,000	約33,000
	下水道 (機能支障人口) (人)	約23,000	約60,000	約80,000	約37,000
人的・生活機能	死者数 (人)	約270	約1,300	約2,400	約70
	負傷者数 (人)	約13,000	約47,000	約66,000	約4,000
	要救助者数 (人)	約2,800	約14,000	約23,000	約790
	帰宅困難者数 (人) ※3	約980,000 (東海地震の警戒宣言発令時約360,000)			
	避難所生活者数 (人) ※4	約160,000	約520,000	約780,000	約130,000
	要転院患者数 (人)	約1,300	約3,900	約6,100	約1,100
	医療対応不足数 (人)	約50	約280	約530	0
	日常受療困難者数 (人)	約12,000	約42,000	約69,000	約11,000
	食糧不足量 (人分) ※5	—	約400,000	約720,000	—
	給水不足量 (トン) ※6	—	約2,100	約6,100	—
経済被害 (億円)		約17,000	約63,000	約120,000	約14,000

※1 予知なしの場合。

※2 養老-桑名-四日市断層帯は、津波が発生しない。

※3 すべての交通機関が停止すると想定。

※4 発災1日後の想定。

※5、6 食料は不足数が最大となる発災3日目、給水は不足量が最大となる日の想定。

(参考2) 第1次アクションプランの実績

(平成19年3月末現在)

第1次あいち地震対策アクションプラン

テーマ
地震に強い愛知県をめざして

理念
地震の発生は不可避でも震災は軽減できる

計画期間
平成14年度から18年度まで

計画策定
平成14年11月14日
愛知県地震対策会議

平成18年度末の実績

◎アクション項目総数237項目のうち、

- 18年度末に
 - ・目標達成が見込まれる項目 228項目
 - ・目標達成が困難と見込まれる項目 9項目

目標	施策の柱	対策アクション	アクション項目の実績		
			アクション項目総数	目標達成が見込まれる項目	目標達成が困難と見込まれる項目
防災協働社会の形成	I 防災意識の高揚	1 県民への意識啓発	8	8	
		2 学校における防災教育の推進	6	6	
		3 自主防災組織の充実強化	6	6	
		4 消防団の活性化	4	4	
		5 防災ボランティアの育成・支援	6	6	
		6 企業防災の推進	5	5	
		7 防災訓練の実施	5	5	
	II 防災体制の強化	8 地震対策推進体制の整備	10	10	
		9 初動態勢の強化	11	11	
		10 防災関係機関との連携	2	2	
11 市町村との連携・支援		6	6		
12 広域的な連携		7	7		
13 地震に関する調査研究の実施		5	5		
14 防災に関する人材の育成		5	5		
III 防災情報通信体制の確立	15 情報通信手段の整備	5	5		
	16 情報収集・集約体制の整備	9	9		
	17 IT等を活用した情報提供体制の整備	6	6		
IV 耐震化の推進	18 民間建築物の耐震化の推進	6	4	2	
	19 県有施設等の耐震化の推進	5	4	1	
	20 学校施設の耐震化の推進	4	4		
	21 公共建造物の耐震化等の推進	20	17	3	
	22 延焼を防ぐまちづくりの推進	4	4		
V 地震に強い施設づくり	23 水道施設の整備	8	8		
	24 避難地・避難路の整備確保	7	7		
	25 広域防災拠点の整備	2	1	1	
	26 避難所運営・避難体制の整備	5	5		
	27 津波避難対策・液状化対策の推進	3	3		
災害対策活動への備え	VI 災害応急体制の整備	28 消火体制の整備	4	4	
		29 救急救助・医療体制の整備	9	9	
		30 応急給水体制の確立	4	4	
		31 下水道応急対策の推進	2	2	
		32 食糧・生活必需品等の確保	7	6	1
		33 緊急輸送体制の整備	7	7	
		34 被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備	2	1	1
	VII 被災後の生活安定対策の準備	35 災害弱者対策の推進	6	6	
		36 被災者の住宅確保	5	5	
		37 環境汚染防止・廃棄物処理体制の整備	8	8	
38 生活相談への対応		3	3		
39 被災者の健康管理		6	6		
40 復興へ向けた準備		4	4		
			237	228	9

木造住宅の耐震診断
木造住宅の耐震改修

店舗並存等県営住宅の耐震改修

河川堤防の耐震化
海岸堤防の耐震化
市町村水道施設(配水池)の耐震化

広域防災拠点の整備

市町村の耐震性備蓄倉庫の整備

被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備

第1次アクションプランの主な事業の実績

(平成19年3月末現在)

防災協働社会の形成

※「実績」欄の記号 ○…目標を達成した項目 △…目標の達成が不十分だった項目

施策の柱	対策アクション	アクション項目	アクションプラン数値目標	平成14年度～18年度の実績	実績
I 防災意識の高揚	1 県民への意識啓発	啓発資材等の作成・配布		ポスターの作成・掲出 72,000枚、リーフレットの作成・配布205万部 防災啓発パンフレット(防災・減災お役立ちガイド)(日本語版32万3千部等)・電子データの市町村配布、ポスターの作成・配布 50,000枚 啓発ポスター電車車内中吊り広告、地震防災集中キャンペーン	○
	2 学校における防災教育の推進	親子で学ぶ参加体験型地震防災教育等の実施	4か所程度	県内56か所で実施	○
	3 自主防災組織の充実強化	地域の防災リーダー育成のための「あいち防災カレッジ」の開催	あいち防災リーダー養成 250人程度/年	あいち防災リーダー 1,260人養成	○
		あいち防災リーダーのネットワーク化の推進	フォローアップ研修会 1回程度/年	実技訓練も含めた研修会の開催 539人参加 年1回開催	○
		自主防災組織実践的活動マニュアルの作成	自主防災組織 9,500程度対象	マニュアルを作成・配布 60,000部	○
	4 消防団の活性化	消防団と地域コミュニティ等との連携促進		消防団活動への企業理解の促進・入団の促進、女性消防団員の加入促進	○
	5 防災ボランティアの育成・支援	防災ボランティアコーディネーターの養成	養成 200人程度/年	8年度から1,000人の目標で養成し、累計1,193人養成(16年度事業完了) フォローアップ講座の実施 1,136人参加	○
	6 企業防災の推進	特定事業所地震防災応急計画作成の促進	強化地域内対象事業所 35,000か所程度	届出関係機関と連携して未届出事業所に対して指導 19年3月末届出率 86.6%	○
	7 防災訓練の実施	国、県、市町村、防災関係機関、県民の連携による総合防災訓練の実施	訓練 1回程度/年	年1回	○
		ロールプレイング方式を採用した図上訓練の実施	訓練 2回程度/年	15年度 8回実施、16年度 7回実施、17年度 10回実施、18年度 11回実施	○
II 防災体制の強化	8 地震対策推進体制の整備	地震対策推進条例(仮称)の制定		愛知県地震防災推進条例の制定(16.4.1施行) 地域防災まちづくり推進大会の開催(H16 参加者800名)、ポスター、看板等により「あいち地震防災の日」を啓発	○
		東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法への対応		16年度に東南海・南海地震防災対策推進計画策定	○
	9 初動態勢の強化	災害対策本部室等の機能強化		〇A化を14年度完了	○
	12 広域的な連携	緊急消防援助隊受援計画の策定		16年度に受援計画策定	○
	13 地震に関する調査研究の実施	東海地震・東南海地震等被害予測調査の実施		14～15年度で調査完了・公表	○
III 防災情報通信体制の確立	15 情報通信手段の整備	高度情報通信ネットワークの整備		14年度に地上系通信設備、15年度に衛星系通信設備の整備完了	○
	16 情報収集・集約体制の整備	防災情報システムの構築		14年度にシステム本体の整備完了 15年度に地理情報システムの整備完了	○

防災型まちづくりの推進

施策の柱	対策アクション	アクション項目	アクションプラン数値目標	平成14年度～18年度の実績	実績
IV 耐震化の推進	18 民間建築物の耐震化の推進	木造住宅の耐震診断の促進	耐震診断員 3,700人程度養成・登録 耐震診断補助 12万棟程度(14年度～17年度)	耐震診断員 3,963人養成 耐震診断 58,612棟補助(14年度～17年度) (参考 18年度から新たな制度へ移行 7,368戸)	△
		木造住宅の耐震改修の促進	民間木造住宅の耐震改修への支援 6,000棟(15年度～18年度)(うち、15年度～17年度 4,200棟)	3,068棟補助(15年度～17年度) 18年度から新たな制度へ移行 耐震改修補助 1,294戸	△
	19 県有施設等の耐震化の推進	県有施設の耐震診断結果の公表 一般県有施設(庁舎・警察署・病院・県民利用施設等)の耐震改修の推進	45棟程度(対象46うち行革対象等4)	14年度に耐震診断結果公表 41棟改修	○
		店舗併存等県営住宅の耐震改修の推進	耐震改修 9棟	2棟改修	△
	20 学校施設の耐震化の推進	県立学校耐震診断結果の公表 県立学校施設の耐震改修の推進	170棟程度	14年度に耐震診断結果公表 170棟改修	○
	21 公共構造物の耐震化等の推進	道路の防災対策の推進	緊急輸送道路のうち優先度の高い落石等危険か所対策 100か所程度	93か所	○
		橋梁の耐震化の推進	緊急輸送道路に位置する橋梁の上部工落橋防止対策 190橋程度、跨線橋・跨道橋の下部工橋脚補強対策 30橋程度	上部工落橋防止対策 190橋 下部工橋脚補強対策 27橋	○
		低地地域の河川施設の耐震化の推進	堤防の耐震化 10k m程度 水閘門・排水機場 4か所程度	堤防の耐震化 7.7k m 水閘門・排水機場 3か所	△
		海岸施設の耐震化等の推進	堤防の耐震化 9k m程度 水閘門改築 70基程度	堤防の耐震化 6.97k m 水閘門改築 70基	△
		港湾施設の耐震化の推進	臨港道路橋梁の上部工落橋防止対策 20橋程度 下部工補強対策 10橋程度 岸壁の耐震化 1バース	上部工落橋防止対策 19橋 下部工補強対策 10橋 岸壁の耐震化 0.6バース	○
		県営水道・工業用水道施設の耐震化の推進	水道 :水管橋 25橋程度 工業用水道 :水管橋 40橋程度	水道 45橋 工業用水道 73橋	○
		水道施設の耐震化事業への支援	配水池60池程度→対象23池	(施設耐震化の促進・指導) 耐震工事 15池	△
		農業用ため池の整備	45か所程度	61か所	○
排水機場・排水路等の整備	排水機場 30か所程度 排水路 15k m程度	排水機場 40か所 排水路 14.4k m	○		
V 地震に強い施設づくり	22 延焼を防ぐまちづくりの推進	密集住宅市街地の整備改善の支援		30地区	○
	23 水道施設の整備	県営水道緊急時対応施設(連絡管)の整備	4路線、15k m程度	4路線 9.2k m	○
		県営水道緊急時対応施設(広域調整池)の整備	6池程度	6池	○
		上水道施設老朽管更新事業への支援	石綿セメント管の布設割合 0%	19事業者へ補助(17年度末布設割合 0.8%)	○
25 広域防災拠点の整備	広域防災拠点の整備		国へ要望 国のワーキンググループによる協議 県の広域防災活動拠点及び輸送ルート調査	△	

災害対策活動への備え

施策の柱	対策アクション	アクション項目	アクションプラン数値目標	平成14年度～18年度の実績	実績
VI 災害応急体制の整備	26 避難所運営・避難体制の整備	滞留旅客・帰宅困難者対策の検討	検討会 3回程度/年	15～16年度 帰宅困難者支援対策連絡会議で検討 16年度に帰宅困難者支援対策実施要領を作成・公表	○
	27 津波避難対策・液状化対策の推進	津波浸水予測図の作成、市町村津波避難計画の指針作成及び指導、液状化危険度予測調査の実施		15年度に作成・調査実施	○
	28 消火体制の整備	市町村消防施設整備の支援	消防ポンプ自動車等500台程度	559台(国・県補助 273台、単独整備 286台)	○
		耐震性貯水槽始め市町村消防水利確保の支援	耐震性貯水槽・防火水槽700か所程度 農業水利施設耐震性貯水槽10か所程度	耐震性貯水槽 680基(国 283、県 55、単独 342) 防火水槽 157基(国 4、県 9、単独 144) 農業水利施設耐震性貯水槽 8か所	○
	29 救急救助・医療体制の整備	重症患者の広域搬送体制の確立		14年度からドクターヘリ運営の支援	○
	30 応急給水体制の確立	生活用水情報の整備		16年度に災害時井戸情報を整備(災害時に生活用水として活用できる井戸を有する事業者情報を市町村へ提供)	○
	32 食糧・生活必需品等の確保	市町村の耐震性備蓄倉庫整備の支援	15市町村程度	8市町村(11施設)	△
	33 緊急輸送体制の整備	緊急輸送道路の見直し 緊急輸送道路の整備の推進	70 k m程度	14年度に緊急輸送道路の見直し 64.9 k m	○
	34 被災建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備	被災建築物応急危険度判定士の養成とその実施体制の整備	判定士 10,000人程度養成・登録	判定士 6,845人養成・登録	△
被災宅地危険度判定士の養成とその実施体制の整備		判定士 300人程度養成・登録	判定士 640人養成・登録	○	
VII 被災後の生活安定対策の準備	36 被災者の住宅確保	被災者の住宅確保、再建支援制度の創設(国へ要望)	年1回程度	16年度に被災者居住安定支援制度創設に伴う基金への出資(全道府県で300億円)	○
	38 生活相談への対応	被災者生活支援情報ハンドブックの作成		14年度にハンドブックを作成・配布、15年度にホームページ掲載	○
	39 被災者の健康管理	災害時における保健指導マニュアルの作成		15年度にマニュアル作成、16年度改訂版作成、研修会実施	○
		心的外傷後ストレス障害(PTSD) 対策ガイドラインの作成		16年度にガイドライン作成・配布	○
40 復興へ向けた準備	復興組織、復興計画、復興財源確保等の復興体制の整備		震災後の復旧マニュアル作成(17年度 生活編、18年度 産業編)	○	

地震に強い愛知県をめざして

第2次あいち地震対策アクションプラン

平成19年2月発行

平成21年3月修正

平成22年3月修正

愛知県防災局防災危機管理課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-961-2111 (代表)

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/bousai/>